

藤枝市原子力災害広域避難計画

令和 4 年 3 月

藤枝市

目 次

1 総則	1
(1) 目的	1
(2) 発電所の概要	1
(3) 想定する災害	2
(4) 原子力災害重点区域	2
2 避難等の判断基準と行動内容	4
(1) 避難等の判断基準と行動内容	4
(2) 避難単位	5
(3) 避難等の実施体制	6
(4) 避難等に係る広報	6
3 避難等の実施	10
(1) 屋内退避	10
(2) 避難・一時移転	11
(3) 避難先確保の方針	11
(4) 避難先	11
(5) 避難先決定の手順(広域的な避難)	12
(6) 避難先に示している留意点	12
(7) 自主避難者への対応	14
(8) 感染症流行化での防護措置	14
4 避難の基本的な流れ	15
(1) 主な避難手順及び避難経路	15
(2) 避難手段の確保	15
(3) 避難退域時検査及び簡易除染	15
(4) 避難経由所	16
(5) 安定ヨウ素剤の配布・服用	17
5 要配慮者等の避難等	18
(1) 病院及び有床診療所の入院患者の避難等	18
(2) 社会福祉施設（入所型）の入所者の避難等	19
(3) 社会福祉施設（通所施設）の利用者等の避難等	20
(4) 在宅の要配慮者の避難等	20
(5) 学校等の避難等	20
(6) 一時滞在者（観光客等）への対応	21
(7) 外国人への配慮	21
6 今後の検討課題	22
1 今後、避難計画へ反映していく課題	22
2 関連する計画、マニュアル等に関する課題	22
資 料	23

1 総則

(1) 目 的

本計画は、藤枝市地域防災計画原子力災害対策編第2章第7節の規定に基づき、中部電力株式会社浜岡原子力発電所における原子力災害に備え、原子力災害対策重点区域に係る住民等の避難、一時移転及び屋内退避の判断基準、避難先、避難経路、避難手段等について定めることにより、

- ・原子力災害発生時に、住民等の避難、一時移転及び屋内退避を迅速、確実に実施すること
- ・住民等の被ばくを可能な限り低減し、安全を確保すること
- ・平時から原子力防災体制の充実、強化を進めること

を目的とする。

なお、本計画は、原子力災害対策指針、市及び県の地域防災計画、静岡県浜岡地域原子力災害広域避難計画が改正（又は修正）された場合をはじめ、国、県及び関係自治体等の防災機関と、具体的な運用等について協議を継続するとともに、新たな知見を取り入れるなど、さらに実効性のある計画となるよう随時、見直し・修正を行う。

本計画と関係法令、静岡県地域防災計画原子力災害対策編、関係マニュアル等との関係を資料1(P24)に示す。

以下、原子力災害対策指針を「指針」、藤枝市地域防災計画原子力災害対策編を「市防災計画」、静岡県地域防災計画原子力災害対策編を「県防災計画」、中部電力株式会社浜岡原子力発電所を「発電所」、中部電力株式会社を「原子力事業者」、避難、一時移転及び屋内退避を「避難等」という。

(2) 発電所の概要

- ・所在地：静岡県御前崎市佐倉 5561
- ・現 況：表1のとおり

【表 1 発電所の現況（令和3年4月1日現在）】

区 分	1 号機	2 号機	3 号機	4 号機	5 号機	計
運転状況	廃止措置中		定期検査中 H22.11.29～	定期検査中 H24.1.25～	定期検査中 H24.3.22～	
定格電気出力	54 万 kw	84 万 kw	110 万 Kw	113.7 万 kw	138 万 kw	
営業運転開始日	S51.3.17	S53.11.29	S62.8.28	H5.9.3	H17.1.18	
使用済燃料 プール貯蔵容量	0 体	0 体	3,134 体	3,120 体	3,696 体	9,950 体
使用済燃料 保管対数※	0 体	0 体	2,060 体 (764 体)	1,977 体 (764 体)	2,505 体 (872 体)	8,942 体
運転終了日	H21.1.30					

※各号機の使用済燃料プール等での保管体数。括弧内は使用途中の燃料体数（外数）。

合計 8,942 体（うち使用済 6,542 体）。1 体とは燃料集合体の数であり 1 体の燃料集合体には 60～74 本の燃料棒が含まれる。

(3) 想定する災害

本計画で想定する原子力災害は、市防災計画と同じく、発電所の過酷事故による放射性物質及び放射線の放出又はそのおそれのある事態とし、南海トラフ地震等との複合災害も考慮するものとする。

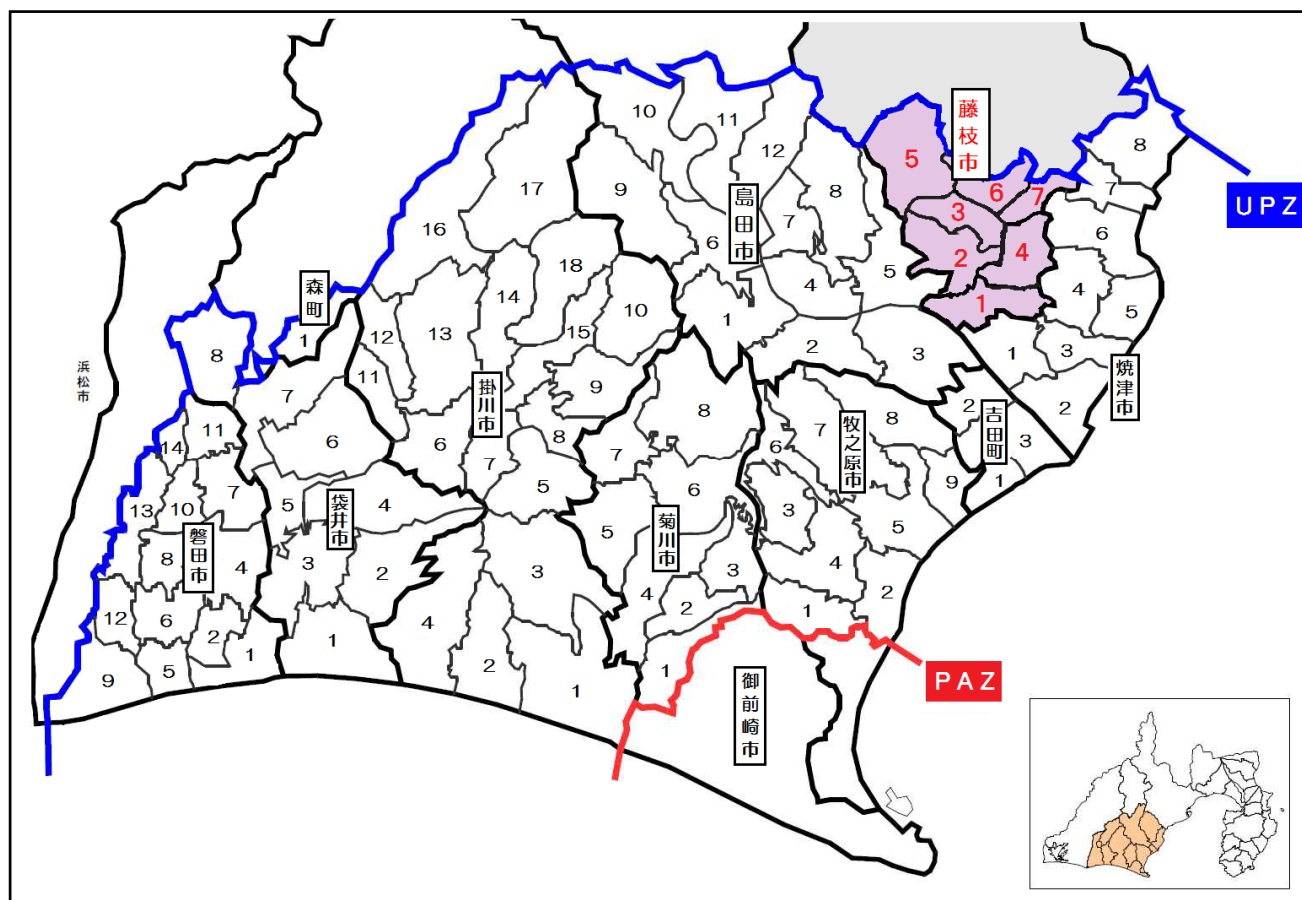
(4) 原子力災害重点区域

県防災計画において、原子力災害対策重点区域(PAZ、UPZ)を、発電所から5km 及び 31km を目安に定めている。

本市における重点区域は、市防災計画において、「原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲」として定めている発電所から概ね 31kmの範囲内である緊急時防護措置を準備する区域(UPZ:Urgent Protective Action Planning Zone、以下「UPZ」という。)とする。

なお、必要に応じ、市UPZ外についても、UPZと同様な原子力災害対策を実施するものとする。県内の重点区域は図1、本市における重点区域は、表2・図1-2のとおり。発電所からの距離は、図2のとおり。

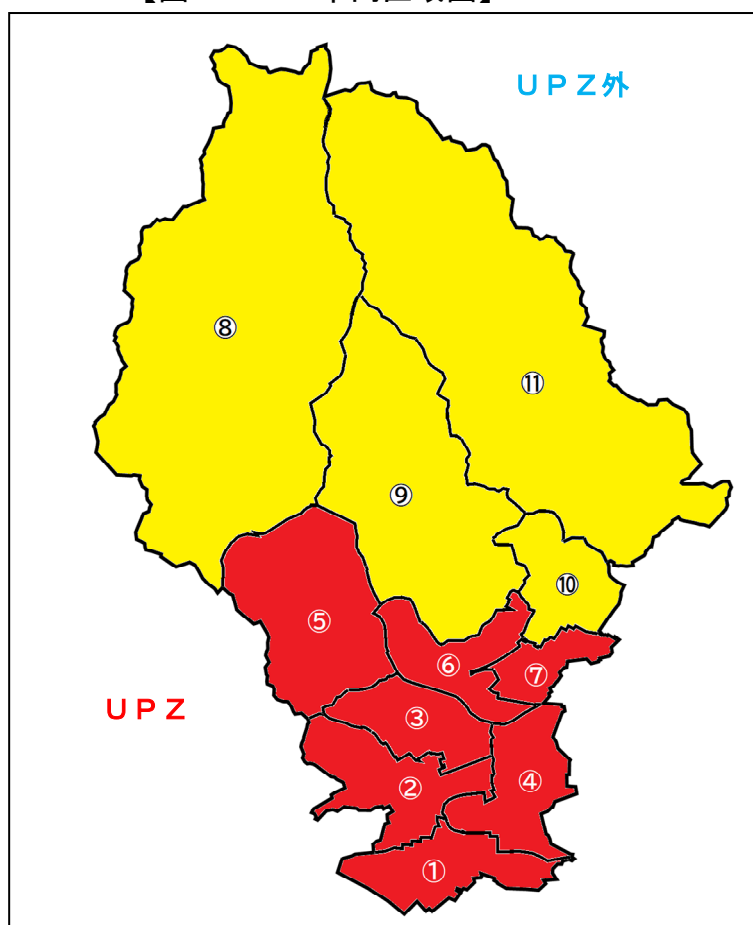
【図1 静岡県原子力災害対策重点区域】



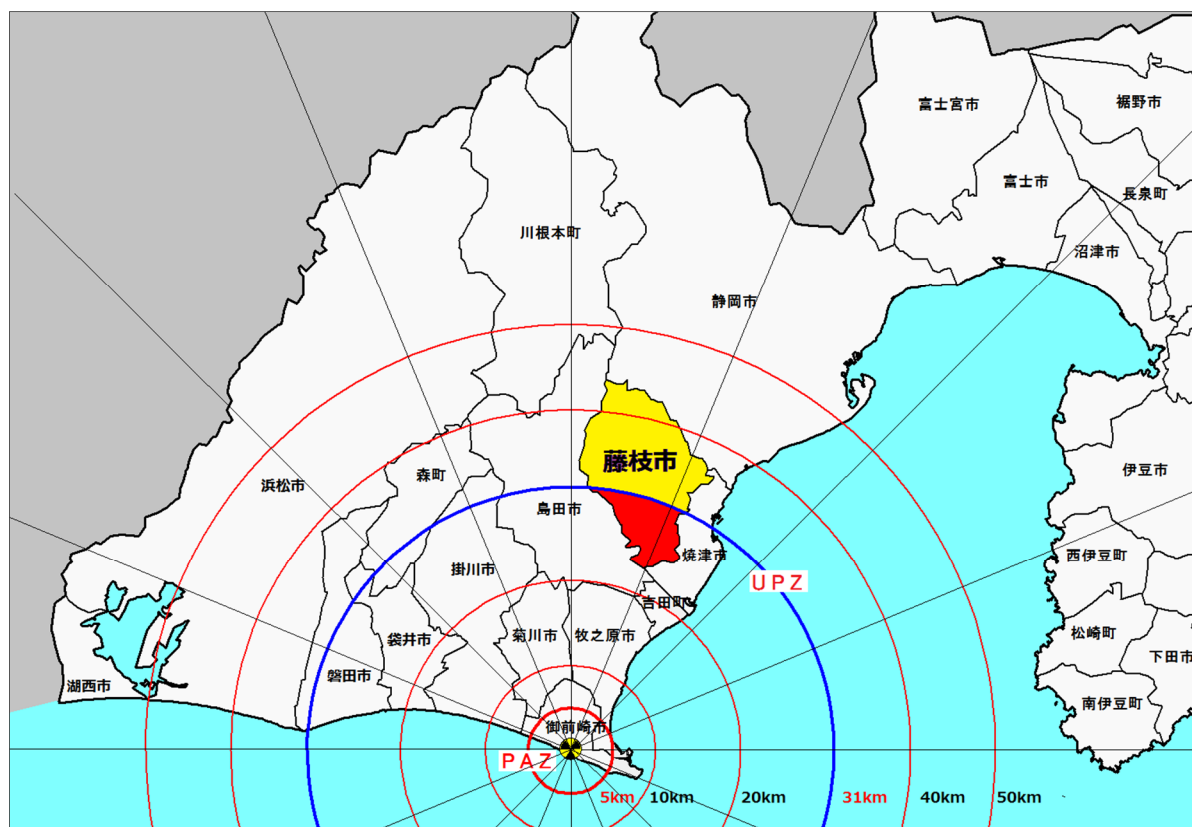
【表 2 原子力災害対策重点区域】

区域の種類	区域の範囲 避難単位
PAZ (予防的防護措 置を準備する区 域)	該当なし
UPZ (緊急時防護 措置を準備す る区域)	①大洲地区 ②青島南地区 ③青島北地区 ④高洲地区 ⑤稲葉地区 ⑥藤枝地区 ⑦西益津地区
UPZ外	⑧瀬戸谷地区 ⑨葉梨地区 ⑩広幡地区 ⑪岡部地区

【図 1-2 市内区域図】



【図 2 発電所からの距離】



2 避難等の判断基準と行動内容

(1) 避難等の判断基準と行動内容

避難等は、指針(原子力規制委員会、令和3年7月 21 日一部改正)に基づき、発電所の状況や放射線測定値等により国が判断し、国、県、市、原子力事業者等が連携し実施する。

避難等の判断基準とその行動内容は表3のとおりである。

【表 3 避難等の判断基準と行動内容】

判断基準		避難等の行動内容		
		P A Z	U P Z	U P Z 外
E A L ※ 1 に 基 づ く 避 難 等	警戒事態 例) 御前崎市において震度 6 弱以上の地震が発生した場合。	施設敷地緊急事態 要避難者の避難準備	国等からの情報に留意 情報収集	国等からの情報に留意
	施設敷地緊急事態 (特定事象通報時(原災法※ ³ 10 条)) 例) 全交流電源喪失 30 分以上	施設敷地緊急事態 要避難者※ ⁴ 避難実施 住民等※ ⁵ 避難準備	国等からの情報に留意 住民等の屋内退避準備	国等からの情報に留意
	全面緊急事態 (原子力緊急事態宣言発令時(原災法 15 条)) 例) 原子炉を冷却する全ての機能喪失 全交流電源喪失 1 時間以上	住民等避難実施	住民等の屋内退避	国等からの情報に留意 屋内退避の準備 (事態の進展に応じて屋内退避)
O I L ※ 2 に 基 づ く 避 難 等	O I L 1 500 μ Sv/h 超過(地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率(1 時間値))	—	基準に該当した区域の住民等の避難(数時間内を目途に区域を特定し、速やかに(1 日を目安)避難を実施)	U P Z に準じる 国等からの指示、 情報に留意
	O I L 2 20 μ Sv/h 超過(地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率(1 時間値))	—	基準に該当した区域の住民等の一時移転(1 日以内を目途に区域を特定し、1 週間程度内に一時移転を実施)	U P Z に準じる 国等からの指示、 情報に留意

※1 E A L (Emergency Action Level) : 原子力施設の状態等に基づく緊急時活動レベル

※2 O I L (Operational Intervention Level) : 空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の計測可能な値で表される運用上の介入レベル

※3 原災法 : 原子力災害対策特別措置法

※4 施設敷地緊急事態要避難者 : 要配慮者(高齢者、障害者、乳幼児等)及び安定ヨウ素剤の服用が不適切な者等

※ 5 住民等：当該区域の住民及び通勤・通学者など当該区域に存在する全ての人

- ・施設敷地緊急事態となった場合、P A Zにおいて高齢者、乳幼児、障害のある方等の施設敷地緊急事態要避難者の避難を実施し、全面緊急事態となった場合、P A Zにおいて避難、U P Zにおいて屋内退避を実施する。
- ・事態が進展し放射性物質が放出された場合、放射性プルーム（気体状の放射性物質が大気中を雲のような塊となって流れる現象）が通過している間に屋外で行動するとかえって被ばくリスクが増加するおそれがあるため、U P Zにおいては、屋内退避を継続し、政府原子力災害対策本部が、緊急時モニタリングの結果とO I Lに基づき、避難等の範囲を特定し、指示があった場合に実施する。
- ・緊急時モニタリングは、政府原子力災害対策本部（施設敷地緊急事態の場合は原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部）の統括の下、国、県、原子力事業者及び関係機関等の要員により構成される緊急時モニタリングセンターが、初動段階は静岡県緊急時モニタリング計画、同実施要領（静岡県、平成 27 年 10 月策定）に基づき、国が緊急時モニタリング実施計画を策定した後は、当該実施計画に基づき、実施する。

(2) 避難単位

国がO I Lに基づき、避難等を実施する範囲を迅速に決定し、県及び市が円滑な避難等を実施するため、避難単位を表 2（P3）、図 1－2（P3）、空間放射線量率の測定候補地点を表 4 のとおり定める。

【表 4 U P Z の避難単位の名称と空間放射線量率の測定候補地点】

（A：空間放射線量率の測定候補地点 B：追加地点又はA地点のバックアップ）

避難単位	避難単位の名称	空間放射線量率の測定候補地点			
		地点番号	測定地点	所在地	発電所からの距離
1	大洲（おおす）地区	藤枝 1 A	大洲中学校	藤枝市弥左衛門 500	25. 0km
		藤枝 1 B	藤枝市民大洲温水プール	藤枝市善左衛門 1-11-1	24. 0km
2	青島南（あおじまみなみ）地区	藤枝 2 A	藤枝総合庁舎	藤枝市瀬戸新屋 362-1	26. 6km
		藤枝 2 B	青島南地区交流センター	藤枝市青葉町 3-7-30	26. 0km
3	青島北（あおじまきた）地区	藤枝 3 A	青島北地区交流センター	藤枝市南新屋 14-1	28. 2km
		藤枝 3 B	サンライフ藤枝	藤枝市小石川町 4-1-11	27. 8km
4	高洲（たかす）地区	藤枝 4 A	高洲地区交流センター	藤枝市高柳 4-9-13	27. 4km
		藤枝 4 B	志太広域事務組合高柳清掃工場	藤枝市高柳 2338-1	28. 5km
5	稲葉（いなば）地区	藤枝 5 A	稲葉地区交流センター	藤枝市寺島 851	29. 5km
		藤枝 5 B	藤枝市し尿中継地点	藤枝市谷稲葉 2-1	28. 8km
6	藤枝（ふじえだ）地区	藤枝 6 A	藤枝市役所	藤枝市岡出山 1-11-1	29. 3km
		藤枝 6 B	藤枝総合運動公園	藤枝市原 100	30. 0km
7	西益津（にしましづ）地区	藤枝 7 A	静岡県立藤枝西高校防災倉庫	藤枝市城南 2-4-6	29. 9km
		藤枝 7 B	藤枝市浄化センター	藤枝市城南 3-2-1	29. 9km

(3) 避難等の実施体制

避難等の実施に係る関係機関の役割と情報の流れを資料2（P25）に示す。

① 政府原子力災害対策本部（全面緊急事態の場合。施設敷地緊急事態の場合は原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部）

官邸及び原子力規制庁に設置され、内閣総理大臣を本部長として、関係省庁から構成される。原子力事業者からの通報や緊急時モニタリング結果に基づき、避難等を決定し、オフサイトセンターに設置される政府原子力災害現地対策本部を通じて、県及び関係市町に指示をする。

② 原子力災害合同対策協議会

（全面緊急事態の場合。施設敷地緊急事態の場合は現地事故対策連絡会議）

オフサイトセンターに設置され、内閣府副大臣を本部長とする政府原子力災害現地対策本部、県、避難元市町、原子力事業者等から構成される。政府原子力災害対策本部からの避難等の指示を県及び避難元市町に伝達するとともに、県及び避難元市町からの要請等を受け避難経路の確保、避難手段の確保等の避難等の支援を行う。

③ 県原子力災害対策（警戒）本部、方面本部

県庁及び県総合庁舎に設置され、知事を本部長とし、県全部局から構成される。政府からの避難等の指示を受け、避難先県内市町・避難先都県との連絡、避難先の確保、避難経路の確保、避難手段の確保（輸送関係機関の要請、政府への要請等）、避難退域時検査場所の設置等を行う。

④ 市原子力災害対策（警戒）本部

市の庁舎に設置され、市長を本部長とし、市全部局から構成される。政府からの避難等の指示を受け、住民への指示、避難誘導等を行う。

(4) 避難等に係る広報

① 住民等への情報伝達活動

ア 市は、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における住民等の混乱や心理的動揺をできるかぎり低くするため、迅速かつ分かりやすく、住民等に対する的確な情報提供、広報を行うものとする。

イ 市は、住民等への情報提供にあたっては国及び県と連携し、情報の一元化を図るとともに、情報の発信元を明確にし、あらかじめわかりやすい例文を準備するものとする。

る。また、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努めるものとする。さらに、情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供に努めるものとする。

ウ 市は、原子力災害の状況（発電所等の事故の状況、モニタリングの結果等）、県が講じている施策に関する情報、交通規制、避難経路や避難所等周辺住民等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を提供するものとする。

エ 市は、原子力災害合同対策協議会を通じて十分に内容を確認した上で住民等に対する情報の公表、広報活動を行うものとする。その際、その内容について政府原子力災害対策本部、政府原子力災害現地対策本部、指定行政機関、公共機関、関係地方公共団体及び原子力事業者等と相互に連絡をとりあうものとする。

オ 市は、情報伝達に当たって、同報無線、防災メール、広報車、ホームページ等によるほか、テレビやラジオなどの放送事業者、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。

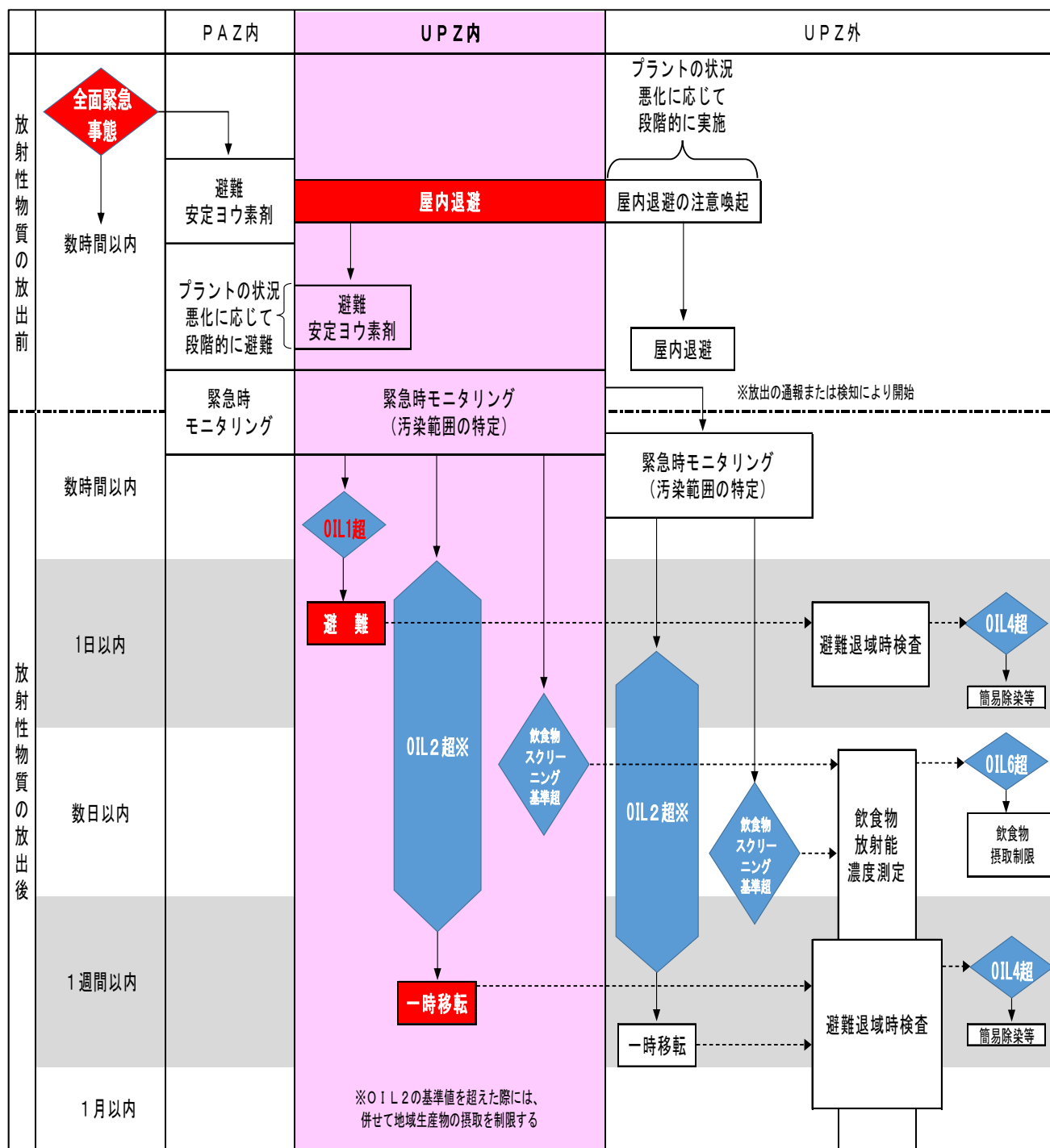
また、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネットやスマートフォン等を利用した情報伝達システム※等を活用し、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。

※ 県では、発電所の状況、放射線の測定値、避難指示、避難先及び避難退域時検査場所等の情報をスマートフォンやパソコンで確認することができるシステム（静岡県原子力防災ポータル）を整備している。

② 住民等からの問い合わせに対する対応

市は、国、県及び関係機関等と連携し、必要に応じ、速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等を行うための体制を整備するものとする。また、情報のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を行うものとする。

(参考) 指針における防護措置（避難等を含む）実施のフロー例



(参考) 指針における避難等の考え方

(避難・一時移転)

避難及び一時移転は、いずれも住民等が一定量以上の被ばくを受ける可能性がある場合に採るべき防護措置であり、放射性物質又は放射線の放出源から離れることにより、被ばくの低減を図るものである。このうち、避難は、空間放射線量率等が高い又は高くなるおそれのある地点から速やかに離れるため緊急で実施するものであり、一時移転は、緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率等は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるため実施するものである。避難所等については、事前にモニタリングにより汚染の状況を確認するとともに、そこに移動してきた住民等の内部被ばくの抑制や皮膚被ばくの低減等の観点から、避難退域時検査とその結果に応じて簡易除染等を行うことが必要である。

(屋内退避)

屋内退避は、住民等が比較的容易に採ることができる対策であり、放射性物質の吸入抑制や放射線を遮へいすることにより被ばくの低減を図る防護措置である。屋内退避は、避難の指示等が国等から行われるまで放射線被ばくのリスクを低減しながら待機する場合や、避難等を実施すべきであるが、その実施が困難な場合、国及び地方公共団体の指示により行うものである。特に、病院や介護施設においては避難より屋内退避を優先することが必要な場合があり、この場合は、一般的に遮へい効果や建屋の気密性が比較的高いコンクリート建屋への屋内退避が有効である。

具体的な屋内退避の措置は、原子力災害対策重点区域の内容に合わせて、以下のとおり講じるべきである。

- ・ P A Z においては、全面緊急事態に至った時点で、原則として避難を実施するが、避難よりも屋内退避が優先される場合に実施する必要がある。
- ・ U P Z においては、段階的な避難や O I L に基づく防護措置を実施するまでは屋内退避を原則実施しなければならない。
- ・ U P Z 外においては、U P Z 内と同様に、事態の進展等に応じて屋内退避を行う必要がある。このため、全面緊急事態に至った時点で、必要に応じて住民等に対して屋内退避を実施する可能性がある旨の注意喚起を行わなければならない。

上記の屋内退避の実施に当たっては、ブルームが長時間又は断続的に到来することが想定される場合には、その期間が長期にわたる可能性があり、屋内退避場所への屋外大気の流れにより被ばく低減効果が失われ、また、日常生活の維持にも困難を伴うこと等から、避難への切替えを行うことになる。特に、住民等が避難すべき区域においてやむを得ず屋内退避をしている場合には、医療品等も含めた支援物資の提供や取り残された人々の放射線防護について留意するとともに、必要な情報を絶えず提供しなければならない。

3 避難等の実施

(1) 屋内退避

① UPZの地区

全面緊急事態となった時点で屋内退避を実施するものとし、OILに基づく避難等の防護措置を実施するまでは、原則として屋内退避を継続する。

② UPZ外の地区

放射性プルーム（気体状の放射性物質が大気中を雲のような塊となって流れる現象）が発生した際の発電所の状況やその敷地境界付近のモニタリング結果、気象条件等、事態の進展に応じて、国等の指示により屋内退避を行うものとする。

このため、全面緊急事態に至った時点で、住民等に対して屋内退避を実施する可能性がある旨の注意喚起を行うものとする。

主な屋内退避の防護措置は表5のとおり。

【表5 屋内退避の主な防護措置】

判断基準	防護措置の概要
情報収集事態	☐ 情報収集の実施
警戒事態	☐ 原子力事業者からの通報 ☐ 情報収集の実施 ☐ 事態発生の情報提供 ☐ 緊急時モニタリング準備
施設敷地緊急事態	<u>☐ 屋内退避準備</u> ☐ 原子力事業者からの通報 ☐ 事態発生の情報提供 ☐ 緊急時モニタリングの実施と情報収集体制の強化
全面緊急事態	<u>☐ UPZ 内の全住民屋内退避の予防的防護措置実施</u> <u>☐ UPZ 外は、事態の進展に応じて屋内退避の実施</u> ☐ 避難・一時移転の準備 ☐ 事態発生の情報提供

(2) 避難・一時移転

全面緊急事態に至り、屋内退避を実施した後、事態が進展し、放射性物質が放出され、O I Lに基づき政府原子力災害対策本部が、避難等の範囲（避難の単位）を特定し指示を出した場合、特定された範囲の住民等が避難等を実施する。

(3) 避難先確保の方針

避難先については、市U P Z外への避難*を優先しつつ、発電所の「単独災害」と大規模地震との「複合災害」を考慮し、市全域にかかる住民について、あらかじめ地区ごとの避難先を定めておく。

また、市が用意した避難先に限らず、親戚や知人等へ避難するなど自主的に避難先を確保することも考慮する。

(4) 避難先

避難等を迅速、確実に実施するため、全住民の避難先を、表6のとおり定める。

地区ごとの避難先は資料3（P26～P31）のとおり。なお、円滑な避難者の受入れのため、避難先県、市町村との継続した協議を行うものとする。

【表6 避難等の指示が出された場合の避難先】

区 分	避難先
原子力災害が単独で発生した場合等	市U P Z外の公共施設 瀬戸谷地区、葉梨地区、広幡地区、岡部地区 【避難先1】 神奈川県全33市町村
大規模地震等複合災害時などで市U P Z外及び避難先1に避難できない場合	【避難先2】 埼玉県43市町村 あさかし しきし わこうし にいざし ふじみし ふじみのし みよしまち 朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市、三芳町、 ところざわし はんのうし さやまし いるまし ひだかし かごえし ひがしまつやまし きかどし 所沢市、飯能市、狭山市、入間市、日高市、川越市、東松山市、坂戸市、 つるがしまし もろやままち おごせまち なめがわまち らんざんまち おがわまち かわじままち 鶴ヶ島市、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、 よしみまち はとやままち ときがわまち ひがしちがむら こうのすし あげおし おけがわし 吉見町、鳩山町、ときがわ町、東秩父村、鴻巣市、上尾市、桶川市、 きたちとし いなまち くまがやし ほんじょうし ふかやし みさとまち かみかわまち かみさとまち 北本市、伊奈町、熊谷市、本庄市、深谷市、美里町、神川町、上里町、 よりいまち ちちぶし よこぜまち みなのもち ながとろまち おがのまち 寄居町、秩父市、横瀬町、皆野町、長瀨町、小鹿野町

※市U P Z外の地区を活用した避難等の考え方

- ① 大規模地震等との複合災害時には、市U P Z外においても被害が発生するおそれがあり、当地区住民の指定避難所への避難が予想されることから、原則、発電所の単独災害時の受入れとする。ただし、状況に応じ、要配慮者等、広域的な避難が困難な住民を優先し、市U P Z外の公共施設等を活用した避難者受入れを行うものとする。
- ② 限られた避難施設を有効利用するため、地区ごとの避難先はあらかじめ指定せず、避難指示が発令された地区から受入れを開始する。
- ③ 市U P Z外の避難施設で収容人員を超える避難者が発生した場合、県外避難先へ避難等を行う。

(5) 避難先決定の手順（広域的な避難）

避難等の際は、県が神奈川県（避難先 1）に受入れの可否を確認のうえ、避難を行う。

大規模地震等により、神奈川県に係る避難先が災害対策本部を設置するなど、避難者の受入れが困難な場合には、埼玉県（避難先 2）の避難先に受入れの可否を確認のうえ、避難を行う。

なお、両県とも受入れが困難な場合には、県から政府原子力災害対策本部に全国規模の受入れ支援調整を要請する。

市は、県より避難先確保の連絡を受けた後、住民に対し、避難先及び避難ルート等の連絡を行うものとする。

県外避難先の確認手順は、図 3、発電所から避難先までの距離は、図 4 のとおり。

(6) 避難先に示している留意点

県は、避難先の県及び市町村に対し、避難者の受入れにあたって以下の留意点を提示している。

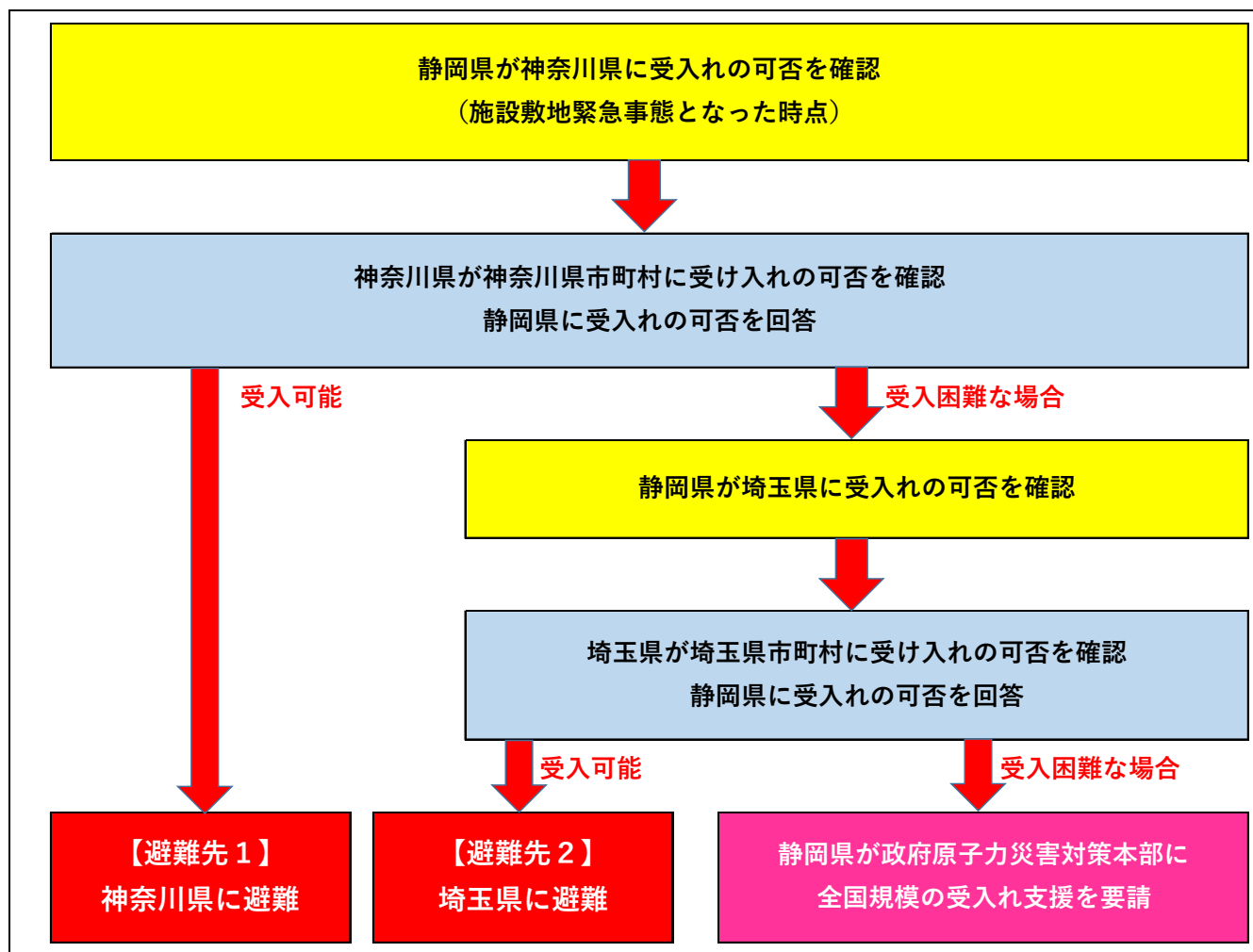
- ① 避難所は、原則、避難先県、市町村が指定する避難所とする。
- ② 原則として、学校については体育館とし、その他の公共施設（公民館等）は全施設とする。但し、その他の公共施設については、規模や各施設の管理形態等により、避難先から除外することができる。
- ③ 避難者の受入れ期間は、原則 1 ヶ月程度とし、それ以降は、より広範囲での移転等について静岡県、国により調整する。
- ④ 避難所開設等の避難所運営の初動対応（3 日間程度を目安）は避難先市町村で対応するものとし、できる限り速やかに避難元市町に引き継ぐものとする。
- ⑤ 避難退域時検査及び簡易除染は、静岡県内で行うものとする。
- ⑥ 避難所の受入れ可能人数の算定にあたっては、原則、避難先県、避難先市町村の基準を用いるものとする。その基準が無い場合は、一人あたり 3 m²（有効面積）を目安とする。
- ⑦ 食料や資機材については、原則、避難元で準備する（避難者が調達する、避難元市町が調達する等）こととし、避難先市町村であらためて備蓄をする必要はない。なお、初動対応時において、既存の備蓄等の範囲の中で、避難先市町村が協力*した場合や、新規調達した資機材等の費用についても避難元で費用の負担をするものとする。

（災害救助法・原子力損害の賠償に関する法律を活用）。

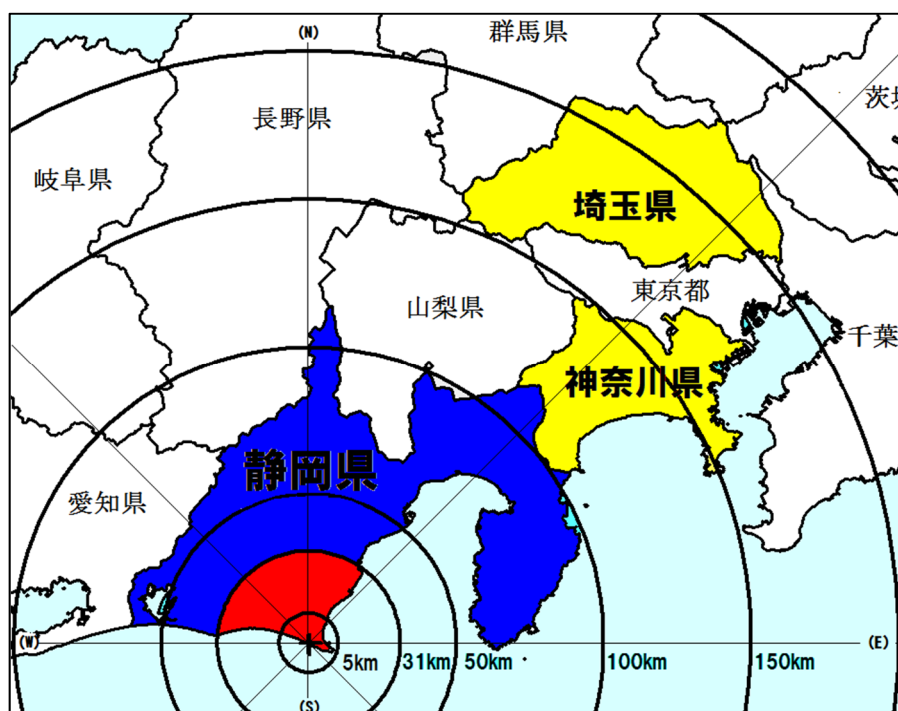
※支援協力の内容

- ・食料、資機材、避難車両の保管場所、避難住民の一時収容場所、避難経由所（指定管理者等が運営する施設について、営業できない期間等の補償）、電気、水道等のライフライン設備の提供 等

【図3 県外避難先の確認手順】



【図4 発電所から避難先までの距離】



(7) 自主避難者への対応

〇 I Lに基づく避難等の指示の発出前に自己判断による避難者が発生した場合は、状況に応じた的確な指示を行うとともに、市U P Z外地区の避難所を活用した受入れ体制を整える。

住民には、原子力災害時に正しい避難行動が行えるよう、計画の内容等、周知、啓発する。

(8) 感染症流行化での防護措置

新型コロナウイルスのような感染症の流行下において、万が一、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、住民の生命・健康を守ることを最優先とすることが求められる。

そのため、原子力災害時には、緊急時対応等に基づく防護措置と、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく行動計画等による感染防止対策を可能な限り両立させ、感染症流行下での原子力災害対策に万全を期することとする。

その上で防護措置の基本的な考え方は、「新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた感染症の流行下での原子力災害時における防護措置の実施ガイドライン（令和2年11月内閣府策定）」に基づき、実施するものとする。

※「新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた感染症の流行下での原子力災害時における防護措置の実施ガイドライン」資料5（P39）

4 避難の基本的な流れ

(1) 主な避難手段及び避難経路

避難手段は、原則として、自家用車とする。この場合は、世帯単位で乗り合わせるなどして、渋滞緩和に努める。

自家用車避難が困難な住民等は、一時集合場所から、バス等の避難手段により避難を行う。

バス等による避難のための一時集合場所は、各地区の指定避難所（屋内施設）とする。

各地区の指定避難場所一覧は資料4（P32、P33）のとおり。

各地区から避難先への主な避難経路は、表7の経路が想定される。避難の際には、道路の状況（地震等の被害、緊急交通路の指定等）を考慮し、県が、関係機関と調整の上、決定する。

【表7 主な避難経路】

想定される避難経路 市から避難退域時検査場所	避難退域時検査場所	想定される避難経路 避難退域時検査場所から避難先	避難先
東名高速 新東名高速 国道1号	日本坂PA 日本平PA 藤枝PA 静岡SA 清水PA うぐいすPA 県工業技術研究所	東名高速 新東名高速 国道1号	【避難先1】 神奈川県
		東名、新東名高速→中部横断道 →中央道→圏央道 東名、新東名高速→圏央道	【避難先2】 埼玉県

(2) 避難手段の確保

県及び市は、国の支援を受け、県バス協会等の輸送関係機関や原子力事業者と協議し、バス等の避難手段の確保に努め、一時集合場所等必要な箇所へ手配する。

バス等で避難が困難な場合や確保台数等が不足する場合は、自衛隊や海上保安庁へ車両、船舶、ヘリ等の派遣要請を行う。

(3) 避難退域時検査及び簡易除染

① 検査場所

避難退域時検査及び簡易除染は、県がUPZ境界周辺の静岡県内で実施することとし、原子力緊急事態において、避難対象範囲や人数、避難経路等を考慮し、避難退域時検査及び簡易除染を実施する場所（以下「検査場所」という。）を開設する。

検査場所の候補箇所として、UPZの東方及び西方の公共施設や高速道路のサービスエリア・パーキングエリア等をあらかじめ定めるものとする。現時点の候補箇所は表8のとおり。

【表 8 避難退域時検査及び簡易除染の実施場所の候補箇所】

避難方向	避難経路	候補箇所	備考
東方	東名高速道路	日本坂 P A、日本平 P A	神奈川・埼玉方面
	新東名高速道路	藤枝 P A、静岡 S A、清水 P A	神奈川・埼玉方面
	国道 1 号	うぐいす P A、県工業技術研究所	神奈川・埼玉方面
	川根本町内	町内公共施設	
西方	東名高速道路	遠州豊田 P A、三方原 P A、浜名湖 S A、 航空自衛隊浜松基地	
	新東名高速道路	遠州森町 P A、浜松 S A	
	国道 150 号	竜洋海洋公園	
	森町内	町内公共施設	

② 実施方法

県は、原子力事業者、関係機関の協力の下、「原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアル（原子力規制庁原子力災害対策・核物質防護課、平成 29 年 1 月 30 日）」に準拠し、車両用ゲート型モニタ、GMサーベイメータ、体表面汚染モニタなどの測定器を使用し、汚染検査を実施する。検査の基準値（O I L 4）を超えた場合には、簡易除染を行い、基準値を超えないことを確認する。検査又は簡易除染が終了した後、検査に適合した旨の証明書（避難退域時検査済証）を発行する。

なお、避難退域時検査及び簡易除染の実施体制については、別途、実施要領を定めるものとする。

(4) 避難経由所

広域避難は、不慣れな地域への長距離の移動が必要となる場合が想定されることから、避難住民が混乱なく、迅速に避難できる体制づくりが求められる。

また、原子力災害、複合災害の影響を受けていない避難先の地域にとって、広域避難の受入が過大な負担とならないよう配慮する必要がある。

このため、避難者が避難する際に、第一目的地となり、且つ、避難者に避難所を案内する場所として、「避難経由所」を設置する。

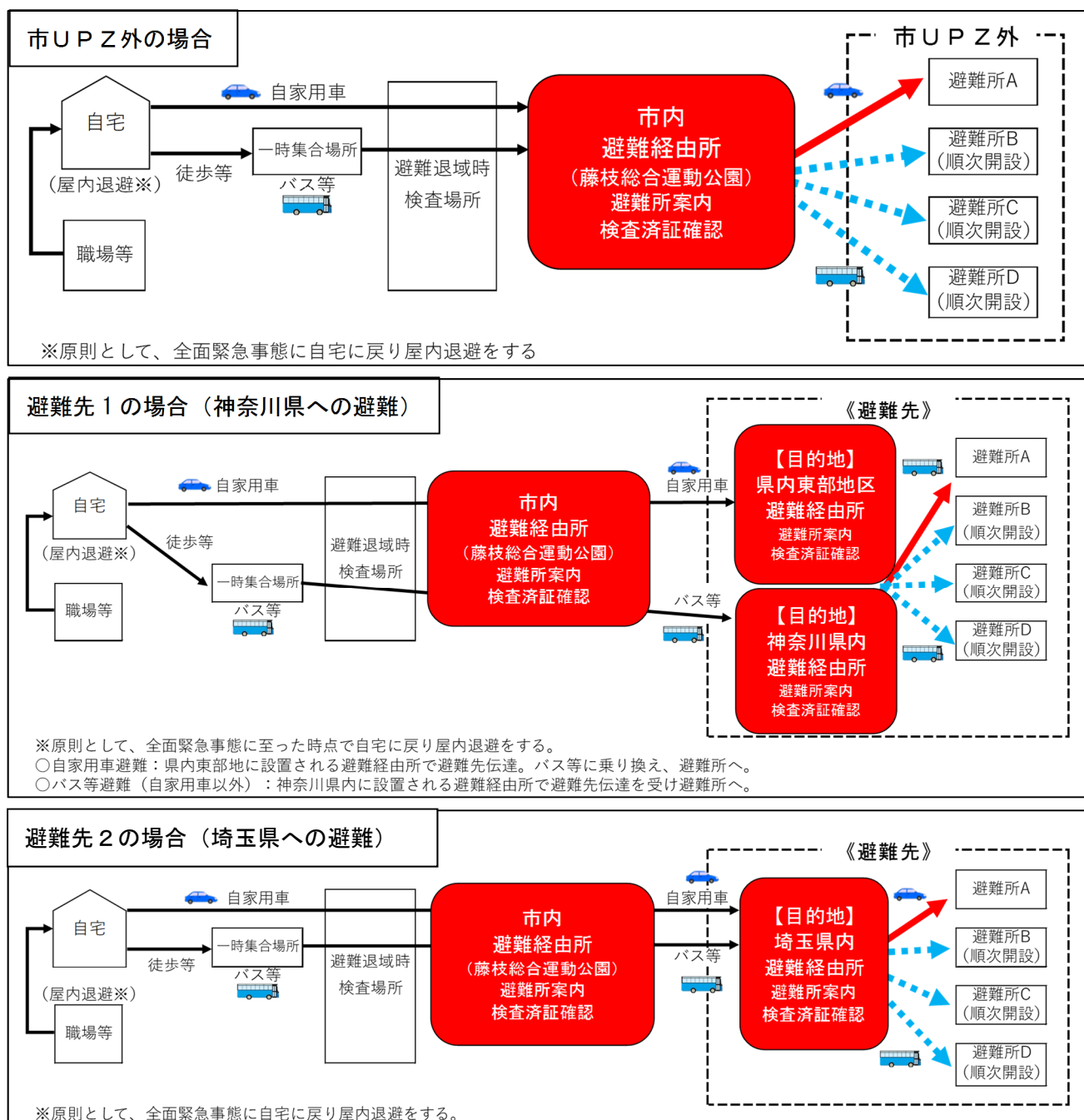
運営主体は本市職員とするが、初動時は職員派遣が困難であるため、避難先の県、市町村及び原子力事業者等に協力を依頼する。県及び市は、できる限り速やかに運営を引き継ぐものとする。市内の避難経由所は「藤枝総合運動公園」、市外は資料 3（P26～P31）のとおり。

(5) 安定ヨウ素剤の配布・服用

安定ヨウ素剤の服用については、放射性ヨウ素による内部被ばくに対する防護効果に限定されることから、避難等の防護措置と組み合わせて活用することに留意の上、原則として、全面緊急事態に至った後に、発電所の状況や緊急時モニタリング結果等に応じて、避難等と併せて安定ヨウ素剤の配布・服用について、原子力規制委員会が必要性を判断する。

県及び市は、国の指示に基づき、安定ヨウ素剤を配布し、服用するよう住民等に指示するものとする。

【避難フロー】



5 要配慮者等の避難等

(1) 病院及び有床診療所（以下「病院等」という。）の入院患者の避難等

① 施設及び避難等の内容

原子力災害対策重点区域の範囲にある病院等は、状況に応じて屋内退避を組み合わせるなど、入院患者の症例に適した避難手段に配慮した避難計画をあらかじめ策定するものとする。

UPZ内にある病院等は、表3（P4）にある全面緊急事態の際に屋内退避の指示が発出されたときには、屋内退避を実施し、入院患者の症例に適した避難手段を判断し、避難の準備を始める。

放射性物質が漏洩し、避難指示又は一時移転が発出されたときには、適切な搬送体制が整ってから、入院患者の避難を実施する。

なお、搬送体制が整うまでは、屋内退避を行うものとする。

② 避難先の確保

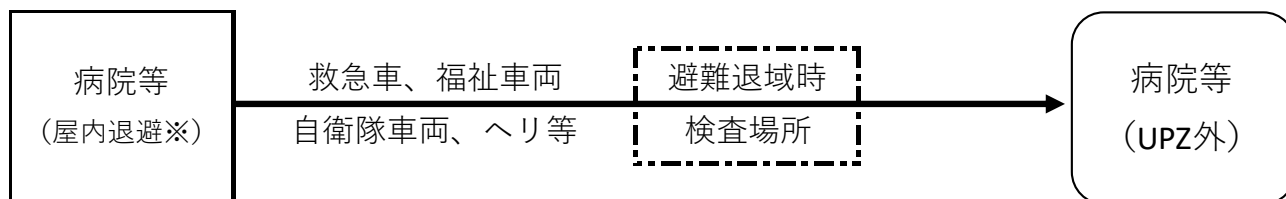
UPZ内にある病院等の入院患者の避難先について、当該病院等及び市は、県が提供する避難先候補病院等の情報に基づき、避難先候補病院等に受入れを要請し、避難準備を整えるものとする。

市は、避難を実施する段階で、当該病院等へ避難先及び避難経路等を連絡し、準備が整い次第避難を行うものとする。

③ 避難手段の確保

避難を実施する病院等は、患者搬送車等、各病院等が自ら確保できる避難手段のほかは、市に避難手段の確保を要請し、市は県へ要請する。市及び県は、国及び関係機関（自衛隊、運輸事業者等）の協力を得て、バス、福祉車両、自衛隊車両やヘリコプター等の避難手段を確保し、必要な病院等へ手配するものとする。

【避難フロー（基本例）】



※避難等の指示が発出されても、適切な搬送体制が整うまでは、屋内退避を行うものとする。

(2) 社会福祉施設（入所型）（以下、「入所施設」という。）の入所者の避難等

① 施設及び避難等の内容

原子力災害対策重点区域の範囲にある入所施設は、状況に応じて屋内退避を組み合わせるなど、入所者の状態に適した避難手段に配慮した避難計画をあらかじめ策定するものとする。

UPZ内にある入所施設は、表3（P4）にある全面緊急事態の際に屋内退避の指示が発出されたときには、屋内退避を実施し、入所者の状態に適した避難手段を判断し、避難の準備を始める。

放射性物質が漏洩し、避難指示又は一時移転の指示が発出されたときには、適切な搬送体制が整ってから、入所者の避難を実施する。

なお、適切な搬送体制が整うまでは、屋内退避を行うものとする。

② 避難先の確保

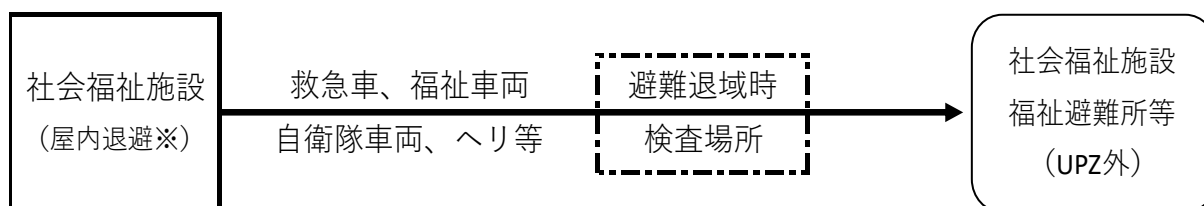
UPZ内にある入所施設の入所者の避難先について、当該入所施設及び市は、県が提供する避難先候補入所施設の情報に基づき、避難先候補入所施設に受入を要請し、避難準備を整えるものとする。

市は、避難を実施する段階で、当該入所施設へ避難先及び避難経路等を連絡し、準備が整い次第避難を行うものとする。

③ 避難手段の確保

避難を実施する入所施設は、福祉車両等、各施設が自ら確保できる避難手段のほかは、市に避難手段の確保を要請し、市は県へ要請する。市及び県は、国及び関係機関（自衛隊、運輸事業者等）の協力を得て、バス、福祉車両、自衛隊車両やヘリコプター等の避難手段を確保し、必要な入所施設へ手配するものとする。

【避難フロー（基本例）】



※避難等の指示が発出されても、適切な搬送体制が整うまでは、屋内退避を行うものとする。

(3) 社会福祉施設（通所施設）（以下、「通所施設」という。）の利用者等の避難等（サービス提供時）

原子力災害対策重点区域の範囲にある通所施設の利用者の避難等は以下のとおり行うものとする。

ＵＰＺにある通所施設は、表３（Ｐ４）にある警戒事態となった時点で、利用者等の実態に応じ、必要であればサービスを中止し、引渡しを開始する。なお、引渡しが出来ない利用者等は施設に留め置き、屋内退避の準備を始める。

放射性物質が漏洩し、避難指示又は一時移転の指示が発出された時点で、利用者等が施設に残っている場合は、利用者等の状況により適切な搬送体制が整ってから、利用者等の避難を実施する。その際に、家族等への引渡しは避難先で行う。

なお、搬送体制が整うまでは、屋内退避を行うものとする。

(4) 在宅の要配慮者の避難等

在宅の要配慮者は、表６（Ｐ１１）に示す避難先に、家族とともに避難することを原則とし、県及び市は、必要に応じて、避難先の資機材の整備、避難手段の確保等必要な配慮を行うものとする。

(5) 学校等の避難等（保育所等についてもこれに準じる。）

県が別に定めるマニュアル等により、生徒等が在校しているときの学校等毎の避難等について定めるものとする。

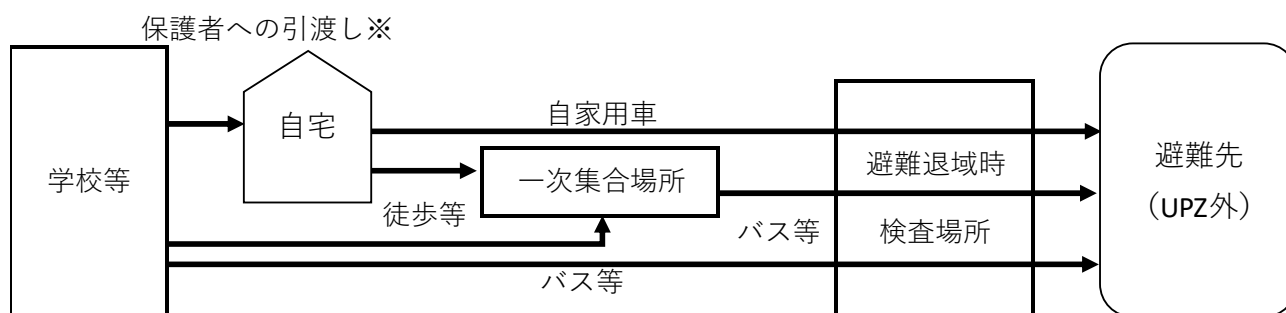
ＵＰＺにある学校は、警戒事態又は施設敷地緊急事態になった時点で教育活動を中止し、速やかに児童生徒の下校又は保護者への引渡しを開始する。下校又は保護者への引渡しが出来ない児童生徒は学校等に留め置く。

全面緊急事態となった時点で、速やかに児童生徒を屋内退避させ、校舎等の屋内で保護者への引渡しを継続する。

放射性物質が漏洩し、市から、学校が所在する地区に避難指示又は一時移転の指示が出された時点で保護者へ引渡しは中断し、教職員は在校児童生徒と市が指定する一時集合場所に徒歩等で移動し、バス等で避難する（バス等の確保は県が国の支援、輸送関係機関の協力を受け行う。）。なお、搬送体制が整うまでは、屋内退避を行うものとする。

教職員が児童生徒を引率して避難した際、保護者への引渡しは避難先で行う。

【学校等の避難フロー（基本例）】



※ 保護者への引渡しを原則とするが、引渡しが出来ない場合には、市の指示によりバス等により避難するものとする（バス等の確保は県が国の支援、輸送関係機関の協力を受ける。）

(6) 一時滞在者（観光客等）への対応

県と市は、国の支援を受け、観光客等の一時滞在者に対して、報道機関や観光関連団体等を通じて、適切に情報提供を行うとともに、施設敷地緊急事態となった時点で、一時滞在者に対して、原子力災害対策重点区域外への退避を求める。

(7) 外国人への配慮

県は、国、市と連携し、外国人に対して、発電所の事故の状況、避難等の指示の情報が正確に伝わるよう、報道機関等の協力やホームページを活用し、適切に情報提供を行う。

6 今後の検討課題

本計画は、避難等を迅速、確実に実施できるよう、避難等の判断基準、避難先、避難経路、避難手段等について定めたものであるが、より実効性のある計画にしていくために、原子力防災訓練等による検証を含めさらに検討を進め、本計画への反映や関連する計画やマニュアル等の作成をしていく必要がある。

現時点、以下の検討課題があり、引き続き、検討及び関係機関との協議を進めるものとする。

1 今後、避難計画へ反映していく課題

- ① 避難経路及び避難手段の確保における関係機関との協力体制の強化（道路状況の把握、道路啓開、緊急交通路での避難車両の通行、全国規模のバスの確保等）
- ② 避難経路での燃料の確保、渋滞対策等
- ③ 独居者等の家族の支援が困難な在宅の要配慮者の避難方法の検討
- ④ 家畜、ペットについての検討
- ⑤ 市U P Z外の住民の避難等についての検討
- ⑥ 予測的手法の活用の検討

2 関連する計画、マニュアル等に関する課題

- ① 避難先の体制構築（行政機能の移転、避難所の運営、物資調達・資機材の整備、自家用車の保管、メンタルヘルスケア、避難先市町村の求償方法等）
- ② 住民に求められる行動（事前の備え、緊急時の行動）の理解促進
- ③ 防災業務関係者の緊急時の適切な防護措置（被ばく管理体制、資機材整備、訓練、研修等）
- ④ 病院、社会福祉施設、学校等の避難計画策定の支援（避難先の確保、避難手段の確保、関連スタッフのメンタルケアの検討含む）
- ⑤ 緊急時のU P Zにおける安定ヨウ素剤の効果的な配布

資 料

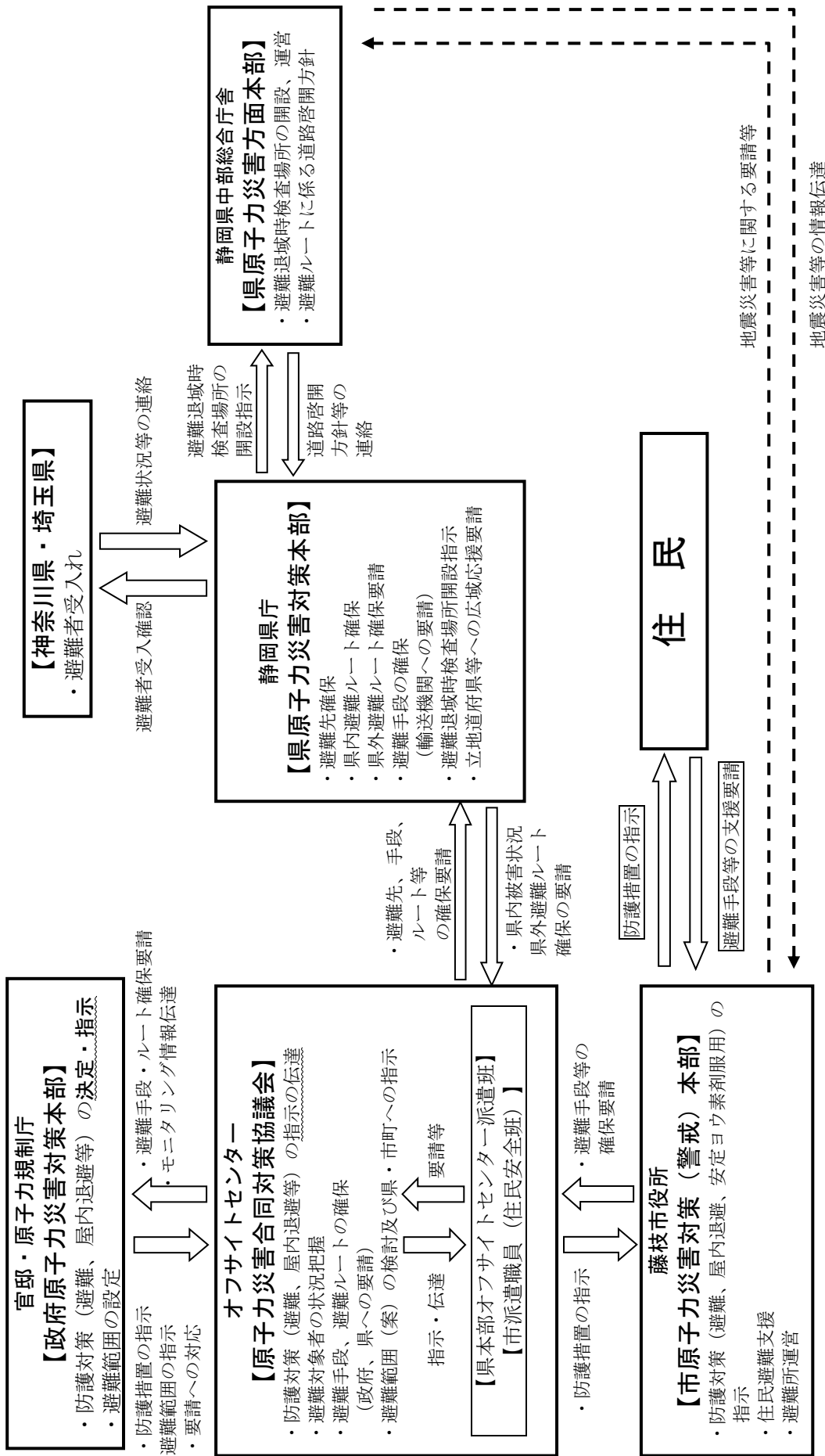
資料 1

浜岡地域原子力災害避難計画と関係する法令・計画・実施要領等との関係

	法令・指針・計画	実施要領・マニュアル等	総合とりまとめ
国	災害対策基本法 防災基本計画 関係省庁防災業務計画 原子力災害特別措置法 原子力災害対策指針	原子力災害対策マニュアル（原子力防災会議幹事会） 原子力緊急事態等現地対応マニュアル（浜岡オフサイトセンター）	浜岡地域の緊急時対応（内閣府、浜岡地域原子力防災協議会）
県	静岡県地域防災計画（原子力災害対策編） 浜岡地域原子力災害広域避難計画 静岡県緊急時モニタリング計画	静岡県原子力災害（警戒）対策本部運営要領 避難退域時検査及び簡易除染に関する実施要領 住民説明用パンフレット「原子力防災のしおり」 安定ヨウ素剤取り扱いマニュアル 緊急被ばく医療活動実施要領 学校等の避難計画マニュアル → A 病院の避難計画策定マニュアル → B 社会福祉施設の避難計画策定マニュアル → C 緊急時モニタリング実施要領	
市	藤枝市地域防災計画原子力対策編 藤枝市原子力災害広域避難計画	国・県 各種マニュアルを準用	
施設	⇒ A 各学校等の避難計画 ⇒ B 各病院の避難計画 ⇒ C 各社会福祉施設の避難計画		

資料 2

防護措置等に係る関係機関の役割と情報の流れ



資料 3

地区ごとの避難先・避難経路等【避難先 1：神奈川県】

避難 単位	地 区	自主防災会	一時集合場所 (指定避難所)	避難退域時 検査場所	避難先・避難経路等 (住所・施設名)	避難所
1	大 洲	善左衛門上・下・源助・五平 大東町東・西・南・北・弥左衛門 忠兵衛、青洲団地、泉町	大洲小学校 大洲中学校 藤枝明誠高校		自家用車避難の 場合の避難経路等 (自家用車以外) ・富士山こどもの国 (富士市桑崎 1015) ・旭化成(株)富士支社 (富士市飯島 2-1) ・東芝キャリア(株)富士事業所 (富士市蓼原 336) ・愛鷹広域公園 (沼津市足高 202) ・富士通(株)沼津工場 (沼津市宮本 140) ・(株)明電舎沼津事業所 (沼津市東間字上中溝 515) ・トヨタ自動車(株)東富士研究所 (裾野市御宿 1200) ・(株)時之栖 (御殿場市神山 719) ・(公)富士社会教育センター (御殿場市神場 646) ・富士スピードウェイ(株) (小山町日向 694) ・東芝テック(株)静岡事業所 (三島市南町 6-78)	神奈川県が 指定する 避難所 (神奈川県が 関係機関等と調整 し指定した 避難所)
2	青島南	瀬戸新屋・芙蓉台・追分・追分西・一里 山・三軒屋・瀬戸・内瀬戸・水上(一部・ 青北中)・緑の丘・光洋台 青葉町中・南・青島第 11 前島上東・上西・仲・田沼北・中・南 駿河台 1・2・3・5丁目・県営駿河台団地、 県営駿河台西団地・南駿河台 1～6丁 目・メゾン駿河台 東町・青島第 6・志太第 1～5 青島第 4	青島小学校 青島中学校 静岡県武道館 青島北小学校・ 市民グラウンド⇒ 青島北小学校 青島東小学校 市武道館	・東名日本坂 PA ・東名日本平 PA ・新東名藤枝 PA ・新東名静岡 SA ・新東名清水 PA ・国道 1 号うぐい PA ・県工業技術研究所 (上記候補場所か ら静岡県が開設。)		
3	青島北	富士見町・日の出町・小石川町・メゾン グランツ藤枝・マークスザタワー藤枝 南新屋・新南新屋・水上(一部)・瀬古 第 1～3・ふじみ台・県営瀬古団地 築地・築地上・高柳上・仁平・切島・茶屋河原・下・ 大淵・巾着 兵太夫北・中・南・兵太夫上第 1～5 兵太夫下・与左衛門・大新島 谷稲葉・堀之内・宮原・寺島・助宗 栄・小坂・上伝馬 藤岡 1～5 丁目 長楽寺 1・千歳・白子・下伝馬 原第 1～2・木町第 1～5	サンライフ藤枝 青島北中学校 高洲小学校 高洲南小学校 高洲中学校 稲葉小学校 生涯学習センター 藤岡小学校 藤枝小学校 藤枝中学校			
4	高 洲					
5	稲 葉					
6	藤 枝					

避難 単位	地 区	自主防災会	一時集合場所 (指定避難所)	避難退域時 検査場所	避難先・避難経由所 (住所・施設名)	避難所	
6	藤 枝	市部・五十海	藤枝東高校		自家用車避難の 場合の避難経由所	バス避難の場合の 避難経由所 (自家用車以外) ・衛生看護専門学校 (横浜市中区根岸町2-85-2) ・総合防災センター・消防学校 (厚木市下津古久280) ・県立あいかわ公園 (愛川町半原5423) ・大磯港 野積場第2駐車場 (中郡大磯町大磯1398-23) ・スポーツセンター (藤沢市善行7-1-2) ・秦 野 戸 川 公 園 (秦野市堀山下1513) ・衛 生 研 究 所 (茅ヶ崎市下町屋1-3-1)	
		原第3～6	大谷川公園⇒ 生涯学習センター ・藤枝中学校				
		益津・岡出山1～3丁目	市民会館				
		郡1・田中1丁目・2丁目 郡2・左車・大手	西益津中学校 藤枝北高校				
7	西益津	稲川・益津下・長楽寺2・田中3丁目	藤枝西高校	・東名日本坂PA ・東名日本平PA ・新東名藤枝PA ・新東名静岡SA ・新東名清水PA ・国道1号うぐいすPA ・県工業技術研究所 (上記候補場所か ら静岡県が開設。)	・富士山こどもの国 (富士市桑崎1015) ・旭化成㈱富士支社 (富士市鯉島2・1) ・東芝キャリア㈱富士事業所 (富士市蓼原336) ・愛鷹広域公園 (沼津市足高202) ・富士通(株)沼津工場 (沼津市宮本140) ・㈱明電舎沼津事業所 (沼津市東門字上中溝515) ・トヨタ自動車㈱東富士研究所 (裾野市御宿1200) ・㈱時之栖 (御殿場市神山719) ・(公)富士社会教育センター (御殿場市神場646) ・富士スピードウェイ㈱ (小山町中日向694) ・東芝テック㈱静岡事業所 (三島市南町6・78)		
		平島第1～4	西益津小学校				
		本郷第1～3・滝沢・滝ノ谷 大久保・中里・峠・市之瀬・蔵田・ 舟ヶ久保	瀬戸谷小学校 ・瀬戸谷中学校				
		西方第1～3・上大沢・下大沢・北方 ・白藤	葉梨西北小学校				
UPZ 外	葉 梨	中ノ谷・花倉・上川・横見・中田	葉梨中学校			神奈川県が 指定する 避難所 (神奈川県 が県機関、市 町村、関係機 関等と調整 し指定した 避難所)	
		上藪田・下藪田・高田・藤枝サニーヒル ズ・清里1丁目・2丁目 時ヶ谷第1～4・南清里	葉梨小学校				
		鬼島・下当間・八幡(一部)	広幡小学校				
		水守・上当間	広幡中学校				
	広 幡	八幡(一部広幡小)・横内・仮宿・潮	静清高校				
		宮島・小園・青羽根・玉取 子持坂・入野・村良・桂島	いぎいき交流センター 岡部中学校				
		三輪旭ヶ丘・三輪やよい・三輪・オレン ジ・三輪向原・廻沢・岡部台・岡部 ・岡部南・岡部本郷、横添・内一 ・内二第1～3・川原町・山東	岡部小学校				
	岡 部	羽佐間・殿・新舟	朝比奈第一小学校				

地区ごとの避難先・避難経由所等【避難先2：埼玉県】

避難 単位	地 区	自主防災会	一時集台場所 (指定避難所)	避難退域時 検査場所	避難先・避難経由所 (住所・施設名)	避難所
1	大 洲	善左衛門上・下・源助・五平	大洲小学校		所沢市役所 (所沢市並木 1-1-1)	埼玉県内の 公共施設等 (各市町村が指 定した避難所)
		大東町東・西・南・北・弥左衛門	大洲中学校		智光山公園 (狭山市柏原 561)	
		忠兵衛・青洲団地・泉町	藤枝明誠高校		日高市文化体育館ひだかアリーナ (日高市大字南平沢 1010)	
2	青島南	瀬戸新屋・芙蓉台・追分・追 分西・一里山・三軒屋・瀬戸・ 内瀬戸・水上(一部青島北中) 緑の丘・光洋台	青島小学校	・東名日本坂PA	新座市総合運動公園 (新座市本多 2-8-16)	
		青葉町中・南・青島第11	青島中学校	・東名日本平PA	ふじみ野市役所 (ふじみ野市福岡 1-1-1)	
		前島上東・上西・仲、 田沼北・中・南	静岡県武道館	・新東名藤枝PA	所沢市役所 (所沢市並木 1-1-1)	
		水上(一部)	青島北中学校	・新東名静岡SA	新座市総合運動公園 (新座市本多 2-8-16)	
		駿河台1・2・3・5丁目・県営駿 河台団地・県営駿河台西団地・ 南駿河台3～6丁目・メゾン駿河台	青島北小学校	・新東名清水PA	和光市総合体育館 (和光市広沢 3-1)	
3	青島北	駿河台3丁目(一部)	市民グラウンド⇒ 青島北小学校	・国道1号うぐいすPA		
		東町・青島第6 志太第1～5	青島東小学校	・県工業技術研究所	富士見市役所本庁舎 (富士見市大字鶴馬 1800-1)	
		青島第4	市武道館	(上記候補場所か ら静岡県が開設。)	三芳町役場 (入間郡三芳町藤久保 1100-1)	
		富士見町・日の出町・小石川 町・メゾン・グランツ藤枝 ・マークスザタワー藤枝	サンライフ藤枝		所沢市役所 (所沢市並木 1-1-1)	
		南新屋・新南新屋・瀬古第1 ～3・ふじみ台・県営瀬古団地	青島北中学校		黒須市民運動場 (入間市春日町 1-15)	
		南駿河台1・2丁目	青島北小学校			

避難 単位	地 区	自主防災会	一時集合場所 (指定避難所)	避難退域時 検査場所	避難先・避難経由所 (住所・施設名)	避難所	
4	高 洲	築地・築地上・高柳上・仁平・切島・茶屋河原・下・大洲・巾溝	高洲小学校	・東名日本坂PA ・東名日本平PA ・新東名藤枝PA ・新東名静岡SA ・新東名清水PA ・国道1号うぐいすPA ・県工業技術研究所 (上記候補場所から静岡県が開設。)	川越運動公園 (川越市大字下老袋 388-1)	埼玉県内の 公共施設等 (各市町村が指定した避難所)	
		兵太夫上第5・ 兵太夫北・中・南	高洲南小学校		東松山市民文化センター (東松山市六軒町 5-2)		
		兵太夫上第1～3			坂戸市民総合運動公園 (坂戸市大字石井 1550)		
		兵太夫上第4	鳩山町中央公民館 (比企郡鳩山町大字赤沼 1715-1)				
5	稲 葉	兵太夫下・与左衛門・大新島	高洲中学校		鶴ヶ島市運動公園 第2駐車場 (鶴ヶ島市太田ヶ谷 201-8)		埼玉県内の 公共施設等 (各市町村が指定した避難所)
		谷稲葉・堀之内・宮原・寺島・ 助宗	稲葉小学校		秩父市役所 (秩父市熊木町 8-15)		
6	藤 枝	栄・小坂・上伝馬	生涯学習センター		コスモスアリーナふきあげ (鴻巣市明用 636-1)		
		藤岡1～5丁目	藤岡小学校		市民体育館 (上尾市向山 4-3-10)		
		長楽寺1・千歳・白子・下伝馬	藤枝小学校				
		原第1～2・木町第1～5	藤枝中学校				
		市部・五十海	藤枝東高校				
		原第3～6	大谷川公園⇒ 生涯学習センター ・藤枝中学校		桶川市役所 (桶川市泉 1-3-28)		
7	西益津	益津・岡出山1～3丁目	市民会館	伊奈町制施行記念公園 (北足立郡伊奈町大字小針内宿 732-1)			
		田中1丁目	西益津中学校	旧芦ヶヶ保小学校 (あしがくぼ笑楽校) (秩父郡横瀬町大字芦ヶヶ保 637-1)			
		郡2・左車・大手	藤枝北高校	朝霞中央公園 (朝霞市青葉台 1-9-1)			
		稲川・益津下・長楽寺2・田中3丁目	藤枝西高校	志木市民体育館 (志木市館 2-2-5)			
		郡1 田中2丁目	西益津中学校	阿須運動公園 (飯能市大字阿須 812-3)			
		平島第1～4	西益津小学校				

UPZ外

避難単位	地区	自主防災会	一時集合場所 (指定避難所)	避難退域時 検査場所	避難先・避難経由所 (住所・施設名)	避難所	
	瀬戸谷	本郷第1～3 滝沢・滝ノ谷	瀬戸谷小学校 ・瀬戸谷中学校	・東名日本坂PA ・東名日本平PA ・新東名藤枝PA ・新東名静岡SA ・新東名清水PA ・国道1号うぐいすPA ・県工業技術研究所 (上記候補場所から静岡県が開設。)	秩父市役所 (秩父市熊木町 8-15)	埼玉県内の 公共施設等 (各市町村が 指定した避難所)	
		大久保			東秩父村ふれあい広場 (秩父郡東秩父村大字御堂 549)		
		中里	瀬戸谷中学校		皆野スポーツ公園 (秩父郡皆野町大字下田野 1119 番地 1)		
		峠・市之瀬・蔵田・舟ケ久保			小鹿野町総合運動公園 (秩父郡小鹿野町飯田 334)		
		西方第1～3・上大沢 下大沢・北方・白藤	葉梨西北小学校		川越運動公園 (川越市大字下老袋 388-1)		
	葉梨	中ノ合・花倉・上川 横見・中田	葉梨中学校		毛呂山総合公園 (毛呂山町大字大谷木 443)		
		上藪田・下藪田			上谷農村公園 (入間郡越生町大字上谷 17-1)		
		高田			滑川町役場 (比企郡滑川町大字福田 750-1)		
		時ヶ谷第4			嵐山町役場 (比企郡嵐山町大字杉山 1030-1)		
		藤枝サニーヒルズ	葉梨小学校		ときがわ町体育センターせせらぎホール (比企郡ときがわ町大字関堀 148-1)		
		清里1丁目			埼玉伝統工芸会館 (道の駅おがわまち) (比企郡小川町大字小川 1220)		
		清里2丁目			吉見町民体育館 (吉見町大字中新井 493-1)		
		時ヶ谷第1			川島町コミュニティセンター (比企郡川島町大字下ハツ林 923)		
		時ヶ谷第2			川越運動公園 (川越市大字下老袋 388-1)		
		時ヶ谷第3			南部公民館 (北本市ニツ家 1-127)		
		南清里					

避難 単位	地 区	自主防災会	一時集合場所 (指定避難所)	避難退域時 検査場所	避難先・避難経由所 (住所・施設名)	避難所
	広 幡	鬼島・下当間・八幡（一部） 水守・上当間	広幡小学校	・東名日本坂PA ・東名日本平PA ・新東名藤枝PA ・新東名静岡SA ・新東名清水PA ・国道1号うぐいすPA ・県工業技術研究所 (上記候補場所から静岡県が開設。)	熊谷さくら運動公園 (熊谷市小島 157-1)	埼玉県内の 公共施設等 (各市町村が指 定した避難所)
		八幡（一部広幡小）・横内・仮 宿・潮	広幡中学校 静岡高校		深谷市総合体育館 (深谷市上野台 2568)	
		宮島・小園・青羽根・玉取	いざいぎ 交流センター		熊谷さくら運動公園 (熊谷市小島 157-1)	
	岡 部	子持坂・入野・村良・桂島	岡部中学校		本庄総合公園体育館 (本庄市北堀 433)	
		三輪旭ヶ丘・三輪やよい・三 輪・オレンジ・三輪向原			深谷市総合体育館 (深谷市上野台 2568)	
		廻沢・岡部台・岡部			遺跡の森総合公園 (児玉郡美里町大字木部 581 番地)	
		岡部南・岡部本郷	岡部小学校		神川町中央公民館駐車場 (児玉郡神川町大字植竹 867-2)	
		山東			寄居町役場 (大里郡寄居町大字寄居 1180-1)	
		横添・内1・内2第1～3			長瀬町立長瀬中学校 (秋父郡長瀬町大字本野上 1035-1)	
		川原町			上里町役場 (児玉郡上里町大字七本木 5518)	
		羽佐間・殿・新舟	朝比奈第一小学校			

資料 4

各地区の指定避難所一覧

避難 単位	地 区	指定避難所	自主防災会
1	大 洲	大洲小学校	善左衛門上・下、源助、五平
		大洲中学校	大東町東・西・南・北、弥左衛門
		藤枝明誠高校	忠兵衛、青洲団地、泉町
2	青島南	青島小学校	瀬戸新屋、芙蓉台、追分、追分西、一里山、三軒屋、瀬戸、内瀬戸、水上(一部)、緑の丘、光洋台
		青島中学校	青葉町中・南、青島第 11
		静岡県武道館	前島上東・上西・仲、田沼北・中・南
3	青島北	青島東小学校	東町、青島第 6、志太第 1・第 2・第 3・第 4・第 5
		青島北小学校	駿河台 1 丁目・2 丁目・3 丁目(一部)・5 丁目、 県営駿河台団地、県営駿河台西団地、 南駿河台 1・2 丁目・3 丁目・4 丁目・5 丁目・6 丁目、 メゾン駿河台
		青島北中学校	南新屋、新南新屋、水上(一部)、瀬古第 1・第 2・第 3、 ふじみ台、県営瀬古団地
		市民グラウンド⇒ <u>青島北中学校</u>	駿河台 3 丁目(一部)
		市武道館	青島第 4
		サンライフ藤枝	富士見町、日の出町、小石川町、 メゾングランツ藤枝、マークスザタワー 藤枝
4	高 洲	高洲小学校	築地、築地上、高柳上・仁平・切島・茶屋河原・下・大洲・巾溝
		高洲南小学校	兵太夫北・中・南、兵太夫上第 1・第 2・第 3・第 4・第 5
		高洲中学校	兵太夫下、与左衛門、大新島
5	稲 葉	稲葉小学校	谷稲葉、堀之内、宮原、寺島、助宗
6	藤 枝	藤岡小学校	藤岡 1 丁目・2 丁目・3 丁目・4 丁目・5 丁目
		藤枝小学校	長楽寺 1、千歳、白子、下伝馬
		大谷川公園 ⇒ <u>藤枝中学校・生涯学習センター</u>	原第 3・第 4・第 5・第 6
		藤枝中学校	原第 1・第 2、木町第 1・第 2・第 3・第 4・第 5
		藤枝東高校	市部、五十海
		生涯学習センター	栄、小坂、上伝馬
		市民会館駐車場⇒ <u>市民会館</u>	益津、岡出山 1 丁目・2 丁目・3 丁目
7	西益津	西益津小学校	平島第 1・第 2・第 3・第 4
		西益津中学校	郡 1、田中 1 丁目・2 丁目
		藤枝北高校	郡 2、大手、左車
		藤枝西高校	稲川、益津下、長楽寺 2、田中 3 丁目

各地区の指定避難所一覧

避難 単位	地 区	指定避難所	自主防災会
UPZ 外	瀬戸谷	瀬戸谷小学校	本郷第1・第2、滝沢、滝ノ谷
		瀬戸谷中学校	本郷第3、中里、峠、市之瀬、蔵田、舟ヶ久保、大久保
	葉 梨	葉梨西北小学校	西方第1・第2・第3、上大沢、下大沢、 北方北部・中部・南部、白藤
		葉梨小学校	時ヶ谷第1・第2・第3・第4、上藪田、下藪田、 藤枝サニーヒルズ、高田、清里1丁目・2丁目、南清里
		葉梨中学校	中ノ合、花倉、上川、横見、中田
	広 幡	広幡小学校	鬼島、下当間、八幡(一部)
		広幡中学校	水守、上当間
		静清高校	八幡、横内、仮宿、潮
	岡 部	岡部小学校	廻沢、横添、岡部台、川原町、岡部、内一、内二第一・第二・ 第三、岡部南、岡部本郷、山東、三輪旭ヶ丘、三輪やよい、 三輪、オレンジ、三輪向原
		岡部中学校	子持坂、入野、村良、桂島
		朝比奈第一小学校	羽佐間、殿、新舟
		いきいき交流センター	宮島、小園、青羽根、玉取

参 考

市 UPZ 外の一時的な避難場所

	避 難 所	発電所からの 距離	校舎等屋内施 設受入可能数	屋内運動場受 入可能数	合 計
1	瀬戸谷小学校	約 33 km	1,365	345	1,710
2	瀬戸谷中学校	約 34 km	960	906	1,866
3	葉梨西北小学校	約 35 km	864	38	902
4	葉梨小学校	約 33 km	1,970	441	2,411
5	葉梨中学校	約 33 km	1,896	1,116	3,012
6	広幡小学校	約 33 km	2,202	522	2,724
7	広幡中学校	約 32 km	1,994	1,100	3,093
8	静清高校	約 33 km	4,404	1,314	5,718
9	岡部小学校	約 35 km	2,706	623	3,329
10	岡部中学校	約 35 km	2,412	791	3,203
11	朝比奈第一小学校	約 38 km	1,113	342	1,455
12	いきいき交流センター	約 39 km	—	316	316
13	瀬戸谷地区交流センター	約 33 km	344	—	344
14	葉梨地区交流センター	約 32 km	197	—	197
15	広幡地区交流センター	約 33 km	215	—	215
16	岡部支所分館	約 35 km	1,637	—	1,637
17	市民岡部体育館	約 35 km	—	452	452
	<u>合 計</u>		<u>24,275</u>	<u>8,304</u>	<u>32,579</u>

その他、公共施設を活用した受入れを行う。

参 考

EAL や OIL に対応した広報文例

1 放射性物質放出前

(1) 警戒事態

こちらは「広報ふじえだです」
本日、午前（午後）〇〇時〇〇分、
浜岡原子力発電所付近で震度 6 弱を観測する、大きな地震が発生しました。
現在、放射性物質は外部に漏れていません。
住民の皆さんは、今後のお知らせ、テレビ・ラジオなどの情報に注意してください。

(2) 施設敷地緊急事態※屋内退避準備

こちらは「藤枝市原子力警戒本部です」
本日、午前（午後）〇〇時〇〇分に発生した地震（事故）により、
浜岡原子力発電所で異常事象が発生しました。
現在、放射性物質は外部に漏れていませんが、
市民の皆さんは不要な外出を控え「屋内退避」の準備を行ってください。
また、今後のお知らせ、テレビ、ラジオの報道に注意してください。

(3) 全面緊急事態※屋内退避

こちらは「藤枝市原子力災害対策本部です」
本日、午前（午後）〇〇時〇〇分、浜岡原子力発電所の〇号機の異常により、
内閣総理大臣より「原子力緊急事態宣言」が発令されました。
現在、放射性物質は外部に漏れていませんが、
今後、放射性物質の放出の恐れがありますので、
大洲地区、青島南地区、青島北地区、高洲地区、稲葉地区、藤枝地区、西益津地区、
の皆さんは、直ちに自宅などの建物の中に屋内退避してください。
また、万が一の避難に備えた準備を行ってください。
その他の地区の皆さんは、不要な外出を控え「屋内退避」の準備を行ってください。
今後のお知らせ、テレビ、ラジオの報道に注意するとともに、落ち着いて行動してください。
※UPZ 外の地区については、事態の進展に応じて屋内退避を実施する。

2 放射性物質放出後

(1) 緊急防護措置 (OIL1) ※避難

こちらは「藤枝市原子力災害対策本部です」
本日、午前（午後）〇〇時〇〇分、浜岡原子力発電所の〇号機の事故に伴い、
〇〇地区において国の基準値以上の放射線量が測定されたため、
国から避難の指示が発出されました。
〇〇地区の皆さんは、避難を開始してください。
自家用車での避難が可能な方は、
避難退域時検査場所である「〇〇〇（施設名）」に行ってください。
交通渋滞を避けるため、できる限り近所の方との乗り合いを心がけてください。
自家用車での避難ができない方は、
指定避難所となる「〇〇〇（施設）」に行ってください。
その他の地区の皆さんは、引き続き自宅などの建物の中に屋内退避してください。
今後のお知らせ、テレビ、ラジオの報道に注意するとともに、落ち着いて行動してください。

(2) 早期防護措置 (OIL2) ※一時移転

こちらは「藤枝市原子力災害対策本部です」

本日、午前（午後）〇〇時〇〇分、浜岡原子力発電所の〇号機の事故に伴い、
〇〇地区において国の基準値以上の放射線量が測定されたため、
国から一時移転の指示が発出されました。

〇〇地区の皆さんは、1週間程度以内に一時移転を開始してください。

自家用車での避難が可能な方は、

避難退城時検査場所である「〇〇〇（施設名）」に行ってください。

交通渋滞を避けるため、できる限り近所の方との乗り合いを心がけてください。

自家用車での避難ができない方は、

指定避難所となる「〇〇〇（施設）」に行ってください。

1週間程度の時間がありますので、あわてずに落ち着いて行動してください。

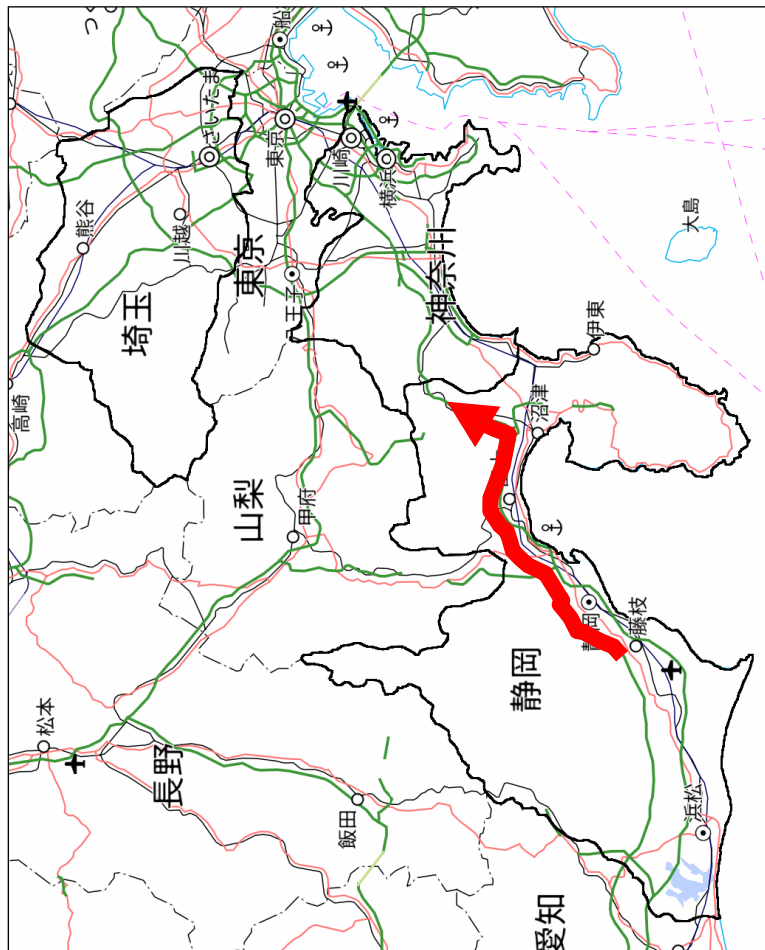
その他の地区の皆さんは、引き続き自宅などの建物の中に屋内退避してください。

今後のお知らせ、テレビ、ラジオの報道に注意するとともに、落ち着いて行動してください。

参 考

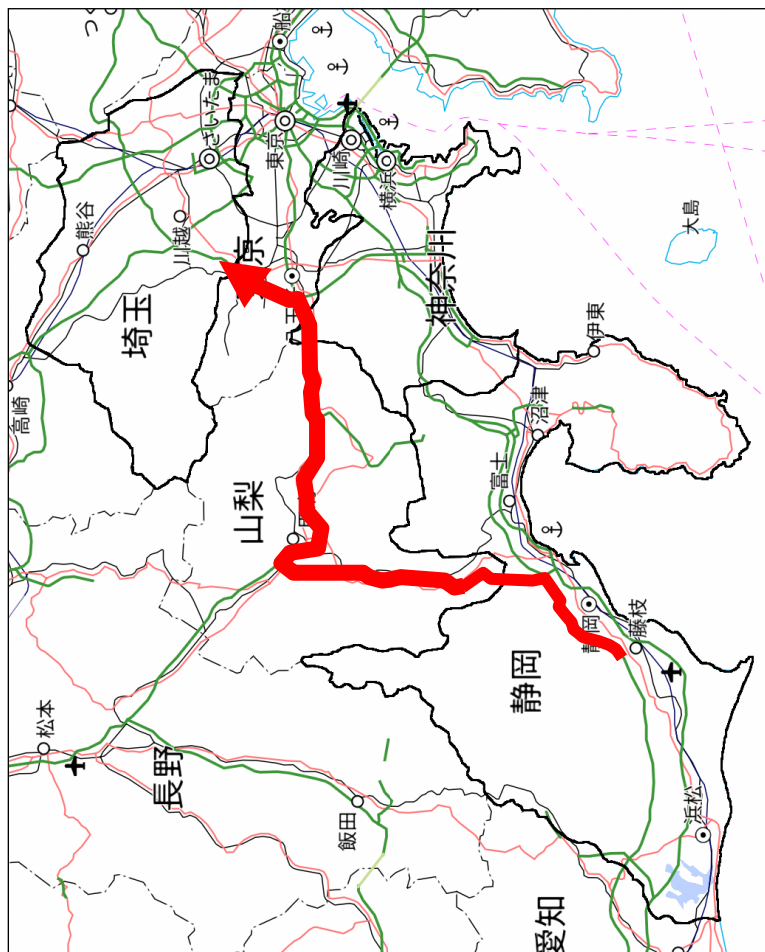
想定される避難経路

避難先 1 神奈川県



避難退域時検査場所→市内避難経由所（総合運動公園）→新東名高速（東名）→避難経由所（県東部地区）→バス等で神奈川県へ

避難先 2 埼玉県



避難退域時検査場所→市内避難経由所（総合運動公園）→新東名高速（東名）→中部横断自動車道→中央道→圏央道→避難経由所（埼玉県各地）

新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた
感染症の流行下での原子力災害時における
防護措置の実施ガイドライン

内閣府（原子力防災担当）

令和 2 年 1 1 月

目次

はじめに	1
1. 防護措置の実施における全般的な対応	3
(1) 住民への周知	3
(2) 防災業務関係者の感染症対策	3
(3) 濃厚接触者、発熱・咳等のある者の対応	3
2. 一時集合場所における対応	3
(1) 受付での対応	4
(2) 施設内での対応	4
3. 避難車両における対応	5
(1) 乗務員の感染防止対策	6
(2) 乗車時の対応	6
(3) 車内での対応	6
4. 安定ヨウ素剤の緊急配布場所における対応	7
(1) 配布時の対応	7
5. 避難退域時検査及び簡易除染場所における対応	8
(1) 検査等での対応	8
6. 屋内退避時及び避難所における対応	8
(1) 屋内退避時の対応	8
(2) 避難先決定時の対応	9
(3) 受付での対応	9
(4) U P Z 外の避難所内での対応	10
7. 参考	11

はじめに

今般の新型コロナウイルスのような感染症の流行下において、万が一、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、国民の生命・健康を守ることを最優先とすることが求められる。

そのため、原子力災害時には、各地域の緊急時対応等に基づく防護措置と、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく行動計画等による感染症対策を可能な限り両立させ、感染症流行下での原子力災害対策に万全を期することとする。

内閣府（原子力防災担当）では、令和2年6月2日に、新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた感染症の流行下での原子力災害時における防護措置の基本的な考え方¹を示している。

本ガイドラインでは、避難や屋内退避等の各種防護措置を実施する際に留意すべき点等を、感染症の専門家、関係機関（原子力規制庁、内閣府（防災担当）、厚生労働省、国土交通省）の助言を得ながら、具体的に記載した。

地方公共団体等においては、訓練実施等を通じて本ガイドラインを利活用し、各地域の実状を踏まえた適切な対応がとられるよう備えが進むことを期待する。

なお、原子力災害時における防護措置の実施に当たっては、原子力災害対策指針の目的にあるとおり、住民の生命、身体の安全を確保することが最も重要であるという観点から、本ガイドラインの内容いかんにかかわらず、現場の状況により、柔軟な対応を行うことが重要である。

また、本ガイドラインでは、特に、濃厚接触者、発熱・咳等のある者及びそれ以外の者の対応を記載しているが、自宅療養者等の陽性患者においても、避難や屋内退避等の各種防護措置を実施する場合があることから、原子力災害に備え、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針²等及び避難所における新型コロナウイルス感染症への対応にかかる各種通知³等を参考に、地方公共団体の

防災担当部局と保健所等の保健福祉部局が連携し、情報共有や、あらかじめ原子力災害時の対応・避難方法等を決めておくことが重要である。

最後に、今般の新型コロナウイルス感染症では、高齢者が重症化しやすく、致死率も高まる傾向にあることが分かっており、様々なリスクを勘案し、合理的に生命・健康を守ることが重要である。これらに配慮し、今後も、新たな知見が得られることが考えられるため、本ガイドラインは、必要に応じ、見直しを行うこととする。

また、今般の新型コロナウイルス感染症を超えるような感染症の蔓延時における対応等については、必要に応じ、別途検討を行っていくこととする。

-
- 1 「新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた感染症の流行下での原子力災害時における防護措置の基本的な考え方について」（令和2年6月2日 内閣府政策統括官（原子力防災担当））
 - 2 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和2年5月25日変更） 新型コロナウイルス感染症対策本部決定）
 - 3 「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応 Q&A ～自治体向け～ 第2版」（令和2年7月6日 内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）、消防庁国民保護・防災部防災課長、厚生労働省健康局結核感染症課長、観光庁観光産業課長）

1. 防護措置の実施における全般的な対応

避難や一時移転等の防護措置を実施するに当たり、他者と接する機会のある防災業務関係者は、常に感染の危険性があることに注意すること。

(1) 住民への周知

- 避難等の前に検温等の健康確認（以下「健康確認」という。）【参考1】を実施すること、避難等に際してマスクを着用すること、一定の距離を保つ、無用な会話や密を避けられない場所での飲食は控えるなどの必要な感染症対策を、あらかじめ住民へ広報すること。
- また、健康確認【参考1】を実施し、感染の疑いがある場合には、保健所等へ連絡するよう、あらかじめ住民へ広報すること。

(2) 防災業務関係者の感染症対策

- 防災業務関係者自身の健康管理に十分配慮すること。
防災業務関係者は、個人用防護具【参考2】を装着する、手指消毒を徹底するなど、感染症対策に十分配慮すること。
- 特に、不特定多数の者と接する機会のある防災業務関係者は、マスクに加えて、その他の個人用防護具【参考2】を着用することが望ましい。
- また、新型コロナウイルス感染症は、特に、接触感染のリスクを回避することが重要であることから、介添え時等において、感染リスクのある場所を触った場合等には、手袋を消毒、交換するなどの対策を行うと。
- 加えて、不特定多数の者が触れる箇所や共用品は、定期的に消毒を実施すること。

(3) 濃厚接触者、発熱・咳等のある者の対応

- 濃厚接触者、発熱・咳等のある者の対応については、保健所等の保健福祉部局とも連携し対応すること。

2. 一時集合場所における対応

本項においては、バス避難等を行う住民が一時的に滞在する場合を想定して記載することとする（家屋の倒壊等により自宅等での屋内退避が困難な住民が一定期間滞在する場合については、6. 屋内退避時及び避難所における対応を参照のこと）。

(1) 受付での対応

- 十分な間隔を確保できる広い場所や風通しの良い場所に受付を設置する、集合時間帯を分ける、受付に要する時間をできるだけ短くするなど、密閉・密集・密接（以下「3つの密」という。）を避けること。
- 全面緊急事態（GE）に至った以降は、必要な防護措置⁴を実施し、受付を施設内に移動するなど、放射性物質の放出に備えること。
- 受付では、マスク着用確認、手指消毒及び健康確認^{【参考1】}を実施すること。

(2) 施設内での対応

- 健康確認^{【参考1】}の結果を踏まえ、濃厚接触者、発熱・咳等のある者それ以外の者を可能な限り分けること。別部屋で隔離できない場合は、同部屋で十分な間隔を確保する、間仕切り等を設置するなど、感染防止に努めること。
- 全面緊急事態（GE）に至った後は、放射性物質による被ばくを避ける観点から、扉や窓の開放等による換気は行わないことを基本とする。
- ただし、感染症対策の観点から、放射性物質の放出に注意⁵しつつ、30分に1回程度、数分間窓を全開にする等の換気を行うよう努めること。
- 状況に応じた対応が円滑に行えるよう、保健所等の保健福祉部局と緊密な連携体制を保つこと。

4 「オフサイトの防災業務関係者の安全確保に関する検討会報告書」（平成28年1月5日 内閣府（原子力防災担当））

5 「放射性物質の放出に注意」とは、原子力災害対策本部等からの放射性物質の放出に係る情報をテレビ・ラジオ等を通じて得た場合や、一時集合場所において防災業務関係者が携行している個人線量計等が有意な上昇傾向を示した場合には、換気を中断すること等の対応を行うことを言う。以下3．避難車両における対応、4．安定ヨウ素剤の緊急配布場所における対応、6．屋内退避時及び避難所における対応においても同じ。

3. 避難車両における対応

本項においては、代表的な広域避難手段であるバス車両における対応について記載する。

バス車内における感染症対策については、最新の「バスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」⁶「貸切バスにおける新型コロナウイルス対応ガイドライン」⁷も踏まえて対応すること。

なお、船舶や鉄道、福祉車両等を用いた避難においても、船舶避難においては「旅客船事業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」⁸、鉄道避難においては「鉄軌道事業における新型コロナウイルス感染症対策に関するガイドライン」⁹、及びタクシー避難においては「タクシーにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」¹⁰など、各ガイドラインを踏まえて対応すること。

6 「バスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（第4版）」
（令和2年7月21日 公益社団法人日本バス協会）

7 「貸切バスにおける新型コロナウイルス対応ガイドライン（第2版）」（令和2年7月21日 貸切バス旅行連絡会）

8 「旅客船事業における新型コロナウイルス感染予防ガイドライン（20200521一部更新）」（令和2年5月14日策定 一般社団法人日本旅客船協会）

9 「鉄軌道事業における新型コロナウイルス感染症対策に関するガイドライン（第2版）」（令和2年7月8日 鉄道連絡会）

10 「タクシーにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（第2版）」（令和2年6月4日 一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会）

（１）乗務員の感染防止対策

- 個人用防護具（マスク、眼の防護具、使い捨て手袋等）【参考2】を着用すること。

（２）乗車時の対応

- 自宅や一時集合場所等で乗車するまでの間に実施した健康確認【参考1】の結果に基づき、濃厚接触者、発熱・咳等のある者、それ以外の者がそれぞれ混在して乗車しないよう可能な限り分けること。その際、追加が必要となる場合には、車両の調整等を実施すること。
- マスク着用確認及び手指消毒を実施すること。
- 濃厚接触者、発熱・咳等のある者を輸送する場合には、可能な限り、乗車人数を抑え、ビニールシート等で区切り個々人を隔離するなど、感染予防に努めること。
- 家族や同一施設の入所者等を、隣接した席に着座させるなど、普段から行動を同一にする者がまとまって着座できるよう、可能な限り配慮すること。
- 乗務員と住民との距離を可能な限り離すこと。
- 車内においては、座席を空けるなど、可能な限り、3つの密を避けることが望ましい。【参考3】

（３）車内での対応

- 全面緊急事態（GE）以降に、バスや福祉車両で避難する場合には、十分な間隔の確保、マスク着用、無用な会話や密を避けられない場所での飲食を控えるなどを徹底するとともに、放射性物質による被ばくを避ける観点から、窓の開放等による換気は行わないことを基本とする。ただし、感染症対策の観点から、放射性物質の放出に注意しつつ、30分に1回程度、数分間窓を全開にする等の換気を行うよう努めること。濃厚接触者が乗車する車両、または、発熱・咳等のある者が乗車する車両の場合は、更に換気の頻度を増やすよう配慮すること。
- 全面緊急事態（GE）以降に、自家用車で避難する場合には、放射性物質が放出される事態に備え、UPZ内を越えるまで、窓を閉める等を行

い、原則換気は行わないこと。

- 状況に応じた対応が円滑に行えるよう、保健所等の保健福祉部局や関係機関と緊密な連携体制を保つこと。

4. 安定ヨウ素剤の緊急配布場所における対応

十分な間隔を確保できる広い場所での配布や、配布時間帯を分ける、配布に要する時間をできるだけ短くする、住民が避難車両から降車せずに受け取ることが可能な配布方法（車両内配布やドライブスルー方式での配布）を採用するなどにより、3つの密を避けること。

（1）配布時の対応

- 全面緊急事態（GE）に至った以降は、屋内退避等の指示が出されている区域内においては、必要な防護措置¹¹を実施し、放射性物質の放出に備えること。
- 屋内退避等の指示が出されている区域内において、屋内で配布する場合は、放射性物質による被ばくを避ける観点から、扉や窓の開放等による換気は行わないことを基本とする。ただし、感染症対策の観点から、放射性物質の放出に注意しつつ、30分に1回程度、数分間窓を全開にする等の換気を行うよう努めること。
- 接触機会を減らすため、安定ヨウ素剤等を配布する防災業務関係者を可能な限り限定すること。
- 安定ヨウ素剤の服用にかかる注意事項等が記載された資料を配付する、ポイントを絞って簡潔に説明を行う、妊婦・授乳婦及び40歳未満の者への配布を優先し緊急配布場所に集まる者を減らすなど、3つの密を避けるよう努めること。
- 状況に応じた対応が円滑に行えるよう、保健所等の保健福祉部局や関係機関と緊密な連絡体制を保つこと。

11 「オフサイトの防災業務関係者の安全確保に関する検討会報告書」（平成28年1月5日 内閣府（原子力防災担当））

5. 避難退域時検査及び簡易除染場所における対応

住民検査及び簡易除染（以下「検査等」という。）については、バックグラウンド値等に配慮しつつ、テント運営等により屋外での実施が可能な会場や十分に換気が可能な会場を優先して選定する、検査等の順番を待つ住民が待合スペース等に滞留しないようにするなど、3つの密を避けること。

（1）検査等での対応

- 住民検査を実施する場合は、健康確認【参考1】の結果を踏まえ、誘導員の指示により、濃厚接触者、発熱・咳等のある者、その他の者の降車する順番を調整し検査等のタイミングをずらす、検査レーンを分けるなど、3つの密を避けること。
- なお、乗員の代表者に対する指定箇所検査は、代表者が車に乗った状態で「車両確認検査及び簡易除染チーム」が行うことも可能¹²であり、住民指定箇所検査の際に人を集めないよう工夫することにより、3つの密を避けることもできる。

12 「原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアル」（原子力規制庁放射線防護企画課（平成29年1月30日修正））P13

6. 屋内退避時及び避難所における対応

本項においては、3つの密の可能性が考えられる屋内退避時及び避難所における対応について記載する。

避難所における新型コロナウイルス感染症への対応については、各種通知3に加え、「新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練ガイドライン」¹³等も踏まえて対応すること。

（1）屋内退避時の対応

- 放射線防護施設において屋内退避を行う場合、全面緊急事態（GE）に至った後は、扉や窓の開放等による換気は行わず、放射線防護設備（陽圧化装置）を起動するなど、放射性物質の放出に備えること。
- UPZ内の自宅や親戚宅で屋内退避を行う場合には、放射性物質による

被ばくを避けることを優先し、屋内退避の指示が出されている間は原則換気を行わないこと。

- UPZ内の医療機関や社会福祉施設等で屋内退避を行う場合には、放射性物質による被ばくを避ける観点から、扉や窓の開放等による換気は行わないことを基本とする。ただし、感染症対策の観点から、放射性物質の放出に注意しつつ、30分に1回程度、数分間窓を全開にする等の換気を行うよう努めること。
- また、自然災害により指定避難所で屋内退避をする場合にも、密集を避け、極力分散して退避るとともに、放射性物質による被ばくを避ける観点から、扉や窓の開放等による換気は行わないことを基本とする。ただし、感染症対策の観点から、放射性物質の放出に注意しつつ、30分に1回程度、数分間窓を全開にする等の換気を行うよう努めること。これが困難な場合は、（UPZ内の別の避難所ではなく、）あらかじめ準備をしているUPZ外の避難先へ避難すること。

13 「新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練ガイドライン（第二版、令和2年9月7日）」（内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（地方・訓練担当）、消防庁国民保護・防災部防災課長、厚生労働省健康局結核感染症課長、環境省自然環境局総務課長））

（2）避難先決定時の対応

- 感染リスクを避けるため、必要に応じ、UPZ外のホテルや旅館等を避難所とすることを検討すること。

（3）受付での対応

- 十分な間隔を確保できる広い場所に受付を設置するなど、3つの密を避けること。
- マスク着用確認及び手指消毒を実施すること。
- 健康確認【参考1】や健康点検【参考4】を実施すること。
- 健康確認【参考1】等の結果に基づき、濃厚接触者、発熱・咳等のある者、それ以外の者はそれぞれ滞在スペースや動線を分けること。なお、濃厚

接触者は可能な限り個室とし、発熱者等の感染の疑いのある者は可能な限り個室にすることが望ましい。やむを得ず、濃厚接触者同士、あるいは発熱・咳等のある者同士を同室とする場合は、十分な間隔を確保する、間仕切り等を設置するなどの工夫をし、飛沫感染の防止に努めること。

➤家族や同一施設の入所者等、普段から行動を同一にする者がまとまって配置されるよう配慮すること。

(4) U P Z 外の避難所内での対応

➤追加的な屋内退避の指示がなされていない場合には、定期的に換気を実施すること。

7. 参考

地方公共団体が新型コロナウイルス感染症へ対応するために要する経費については、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」¹⁴の活用も可能であることから、各地域の実情に沿って、原子力防災における感染症対策の当面の対応の参考とされたい。

14 「新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた原子力防災における感染症対策について」（令和2年8月5日 内閣府政策統括官（原子力防災担当）付参事官（総括担当）参事官（地域防災担当））

【参考１】健康確認について

- ・検温（非接触体温計を推奨。接触型の体温計を使用する場合は毎回消毒を実施）。
- ・発熱、咳等があるか、濃厚接触者であるかなど、健康状態を口頭等により確認。
- ・一時集合場所等においては、簡易的な「健康確認」に留め、可能な限り円滑に避難できるように努める。

【参考２】個人用防護具の例について¹⁵

以下を参考として、避難所の状況に応じて判断し、対策を行う					
	マスク	眼の防護具 ※１	使い捨て手袋 ※２	掃除用手袋 ※３、４	長袖ガウン
避難所受付時の対応	○	△	○		
清掃、消毒	○	○		○	
発熱、咳等の症状のある人や農耕接触者の専用ゾーンでの対応※６	○	○	○		
発熱、咳等の症状のある人や農耕接触者の専用ゾーンの清掃、消毒	○	○		○	
軽症者ゾーンでの対応※６	○	○	○		
軽症者ゾーンの清掃、消毒	○	○		○	○
ごみ処理	○	○		○	○
リネン、衣服の洗濯※７	○	○		○	○
シャワー、風呂、トイレの清掃	○	○		○	○※８

※１ フェイスシールド又はゴーグル。（目を覆うことができる物で代替可（シュノーケリングマスク等）

※２ スタッフの個々が担当する内容に応じて使用する。
（例：受付で連続して同じ人が複数の避難者に対応する際は着用する、単発的に単位館（一人15分以内）で接する際は着用不用。）

※３ 手袋を外した際には、手洗いを行う。使い捨てビニール袋も可。

※４ 手首を覆えるもの。使い捨て手袋・使い捨てビニール手袋も可。（複数人共用は不可）

※５ 医療用ではないので、ゴミ袋での手作り、カップパでの代用も可。

※６ 保健、医療活動は、保健師、医療が行う。

※７ 体液等で汚れ衣服、リネンを取り扱いの装備。

※８ 撥水性のあるガウンが望ましい。

一時集合場所、避難車両、安定ヨウ素剤の緊急配布場所等において、不特定多数の者と接する機会がある場合は、上図内の避難所受付時の応対に準じて装着すること。

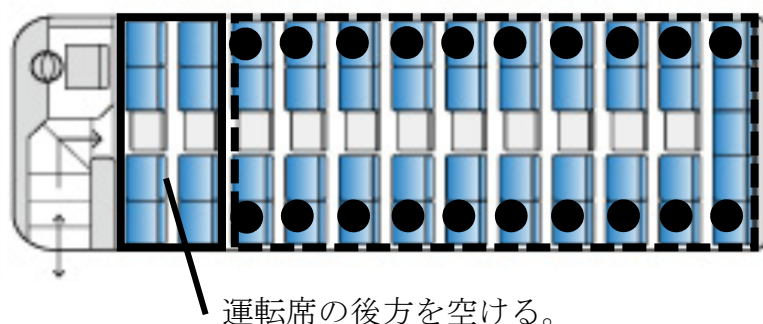
なお、防災業務関係者に必要な個人用防護具については、当面の間「原子力発電施設等緊急時安全対策交付金」の対象とするが、過剰な備蓄とならないよう各道府県において交付申請の際に事前に配備計画を作成する等、真に必要なものに限定すること。

-
- 15 「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応 Q&A ～自治体向け～ 第2版」（令和2年7月6日 内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）、消防庁国民保護・防災部防災課長、厚生労働省健康局結核感染症課長、観光庁観光産業課長） 別紙5

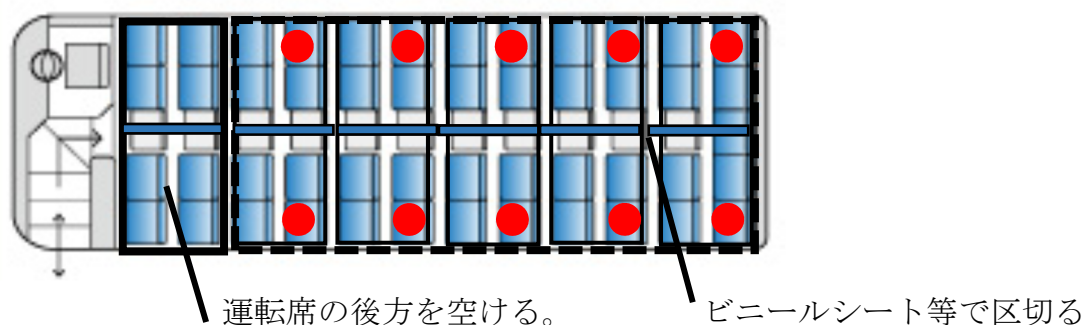
【参考3】バス座席レイアウト（例）について

- ・全面緊急事態（GE）以降に、バス避難する場合、十分な間隔を空け、マスクを着用し、無用な会話や密が避けられない場所での飲食は控えることを徹底すること。
- ・また、窓の開放等による換気は行わないことを基本とする。ただし、感染症対策の観点から、放射性物質の放出に注意しつつ、30分に1回程度、数分間窓を全開にする等の換気を行うよう努めること。
- ・避難用のバス車両が十分に手配されている場合は、以下のレイアウト（例）を参考にすること。ただし、バスの手配状況等の現場の状況により、柔軟な対応を行うこと。
- ・濃厚接触者、発熱・咳等のある者を搬送する場合は、ビニールシート等で区切る。
- ・訓練等を活用し、平時から備えること。

●濃厚接触者、発熱・咳等のある者 ●それ以外の者



〈濃厚接触者、発熱、咳等のある者を搬送する場合の一例〉



【参考4】健康点検について ・健康チェックリスト（例）¹⁶等を用い、健康状態等の詳細確認。

別紙2

受付表 健康状態チェックリスト（例）

●太枠の中の項目についてご記入ください。

受付日：令和 年 月 日

避難所名		氏名	年齢
チェック項目			
1	あなたは新型コロナウイルスの感染が確認されている人の濃厚接触者で、現在、健康観察中ですか？	はい・いいえ	
2	普段より熱っぽいですか？	はい・いいえ	
3	呼吸の息苦しさ、胸の痛みはありますか？	はい・いいえ	
4	においや味を感じないですか？	はい・いいえ	
5	せきやたん、のどの痛みはありますか？	はい・いいえ	
6	全身がだるいなどの症状はありますか？	はい・いいえ	
7	吐き気がありますか？	はい・いいえ	
8	下痢がありますか？	はい・いいえ	
9	からだにぶつぶつ（発疹）がありますか？	はい・いいえ	
10	目が赤く、目やにが多くないですか？	はい・いいえ	
11	現在、医療機関に通院していますか？（症状 ）	はい・いいえ	
12	現在、服薬をしていますか？（薬名 ）	はい・いいえ	
13	その他、気になる症状はありますか？ ※はいの場合、具体的に記入してください。	はい・いいえ	
14	避難所での行動に際し、介護や介助が必要ですか？	はい・いいえ	
15	避難所での行動で、配慮を要する障がいがありますか？ ※はいの場合、具体的に記入してください。	はい・いいえ	
16	乳幼児と一緒にですか？（妊婦中も含む）	はい・いいえ	
17	呼吸器疾患、高血圧、糖尿病、その他の基礎疾患はありますか？※ はいの場合、具体的に記入してください。	はい・いいえ	
18	てんかんはありますか？	はい・いいえ	

以下は受付担当が記入します。

体温	℃	受付者名
滞在スペース・区画		

16 「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応 Q&A ～自治体向け～ 第2版」
（令和2年7月6日 内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）、消防庁国民保護・防災部防災課長、厚生労働省健康局結核感染症課長、観光庁観光産業課長）別紙2

藤枝市原子力災害広域避難計画

令和4年3月

編集発行 藤枝市総務部危機管理センター大規模災害対策課

〒426-8722 藤枝市岡出山1丁目11番1号

電 話:054-643-3119(直通)

F A X:054-645-3050

E-mail:saigai@city.fujieda.shizuoka.jp
